

玉名市議会災害対応基本計画

— 玉名市議会BCP(業務継続計画) —

Tamana City Assembly Business Continuity Plan



玉 名 市 議 会

目次

1. 玉名市議会災害対応基本計画の必要性と目的	4
2. 災害時の議会・議員の行動指針	6
(1) 議会としての役割	6
(2) 議員としての役割	6
3. 災害に対する議会の組織体制	7
(1) 玉名市議会防災会議（平常時）の設置	7
(2) 玉名市議会災害時対策会議（非常時）の設置	9
4. 災害に対する議会の活動の公務性の担保	14
(1) 防災会議・対策会議の公務性の担保	14
(2) 地区組織活動の公務性の担保	15
5. 災害時の執行機関の動きと議会の関係	16
6. 玉名市議会災害時対策会議が発動する災害の種類	17
7. 災害時の業務継続体制及び活動の基準	18
(1) 業務継続体制の構築	18
ア 議会事務局の体制	18
(ア) 事務局職員の行動基準	20
(イ) 議員への安否確認方法と確認事項	26
イ 議会の体制	28
(ア) 対策会議「運営会議」の招集	28
(イ) 議員の基本的行動	30
(ウ) 発生時期に応じた議員の行動基準	32
(エ) 運営会議などの指揮・命令系統	33

(オ) 議会事務局からの連絡がない場合	35
(カ) 本庁舎（議事堂）が使用できない場合の代替施設	35
(2) 行動時期に応じた活動内容の整理	36
ア 行動形態	37
イ 行動基準	38
ウ 議員の参集方法など	40
(ア) 対策会議「全体会議」の招集	40
(イ) 対策会議「全体会議」参集時の判断基準	41
(3) 審議を継続するための環境の整理	42
ア 本庁舎の建物・設備	42
イ 通信設備	42
ウ 情報システム	43
エ 備蓄品などの確保	43
8. 情報の的確な収集	44
(1) 地域の災害情報の収集など	45
9. 議会の防災計画と防災訓練	48
(1) 議会の防災計画など	48
(2) 議会の防災訓練など	48
10. 計画の運用	49
(1) 災害対応基本計画の見直し	49
(2) 見直し体制	49
(3) 携帯ハンドブック	49
11. 災害発生時の定例会における手順（体系図）	50

(1) 期間別による基本的行動パターン	50
1 2. 資料（関係例規）	57



1. 玉名市議会災害対応基本計画の 必要性と目的



平成28年4月14日及び16日に発生した熊本地方を震源とする一連の地震活動である「平成28年熊本地震（以下「熊本地震」という。）」は、最大震度7を2回観測するなど、九州ではいまだかつて経験したことがない揺れを観測し、九州地方に甚大な被害をもたらした。

この震災以前にも、阪神・淡路大震災、東日本大震災と、巨大地震が引き起こした未曾有の大惨事により、多くの人命が犠牲となり、地域の繁栄は一瞬にして奪われた。そのとうとい犠牲により防災の重要性を学んだにもかかわらず、熊本地震の発生は、改めて、災害が予期せぬところから人々の意識や予想をはるかに超えて襲いかかることを我々に強く思い知らせた。そして、この熊本地震は、本市においても家屋の倒壊や道路の損壊等、かつてない被害をもたらし、市民の記憶に強く刻まれた次第である。

こうした大規模地震の発生を初め、近年は地球温暖化に伴う気候変動等の影響により、自然災害が大規模化・多発化する傾向にある。激甚災害の発生も珍しいものではなく、現代は「巨大災害時代」とも言える。特に、豪雨の発生頻度は非常に高く、1時間降水量50ミリ以上、日雨降雨水量400ミリ以上の降雨の観測は増加傾向にあり、梅雨や台風の出水期における豪雨のみならず、突発的な局地的集中豪雨・記録的短時間豪雨は全国各地で多発しており、人々の生活基盤に深刻な被害を与える事例は、毎年のように報告されている。

こうした状況に鑑み、我々はこの頻発する大規模自然災害に対し、自然への畏怖の念を抱くとともに、自然の力の強大さを「常に身近に起こり得る非常事態」として認識を改めなければならない。

そして、このように相次ぐ大規模自然災害から、全国的に危機管理への関心が高まり、地域の安心安全を守ることは、地方政治の争点として今や無視できないものとなった。いつ何どき、いかなる災害が発生するかを予見することは、極めて困難である。しかしながら、災害の危機を可能な限り避けるために尽力し、先手を打つことで、被害の規模を低減させることは可能である。不意に襲いくる大規模自然災害に対処するには、議会においても、危機意識の醸成と高揚を図り、災害を未然に防ぐ「防災」はもちろん、被害を少なくする「減災」、被害を避ける「避災」、被害に備える「備災」、これらの取り組みを不断に実行することが求められる。そして、これらの実行目標を確実に達成するためには、議会においても確固たる危機管理体制の構築し、整備・強化を図っていくことが求められる。つまりは、平常時から災害の発生を想定し、しかるべき姿勢で災害に向き合うことが重要となる。

また、現に発災した後、議会がいかに的確な機能を維持し、復旧・復興につなげるか、その行動指針の策定の必要性が今、強く求められている。平成23年3月の「東日本大震災」を契機に、執行機関側が策定する地域防災計画に加え、震災前には関心が薄かった業務継続計画（Business Continuity Plan：以下「BCP」という。）を策定する自治体や議会がふえつつある。そこには、当該震災時において専決処分が乱発されるなど、二代表制の一翼を担う議会の議決責任という基本的機能が果たされなかったという経緯と教訓から、議会においても市が策定する地域防災計画やBCP以外に、議会独自のBCP策定の必要性に焦点が当てられている。

本市においても、現に熊本地震の際、議会BCPといった議会における行動指針がなかったがために困惑し、議員がとるべき行動と判断に非常に苦慮した。そのことへの反省と改善、そして教訓から、大規模災害発生に備えた議員の行動指針の必要性を

痛感したところである。災害下においても的確な議会機能を維持することは、市民に対する議会の責務でもある。

そして、今、執行機関の防災活動に参画する一方で、議会独自の災害対策を推進する自治体があられてきている。我々、玉名市議会は、熊本地震という重大な困難を経験し、非常事態下における議会人の行動がどうあるべきかについて大いなる教訓を学んだ。であるからこそ、議会のイニシアチブ（主導権）で、議会独自の災害対策を整備することには、非常に大きな意義がある。また、この歴史的惨事である熊本地震の教訓を風化させずに次の世代に引き継ぐ義務が我々には与えられている。

よって、大規模災害などの非常時においても、議会が二元代表制の趣旨にのっとり、議事・議決機関、住民代表機関として、その基本的機能を維持し、迅速な意思決定と多様な市民ニーズの反映に資するという議会の機能維持を図るため、必要となる組織体制や議員の行動基準などを定めた「玉名市議会災害対応基本計画（以下「災害対応基本計画」という。）」を策定する。

これは、本市議会においても大規模災害時の迅速な意思決定、多様な住民ニーズの反映、議会機能の継続等の重要性に鑑み、議会BCPを確立するものである。

なお、本計画の実行に当たっては、「玉名市地域防災計画（以下「市地域防災計画」という。）」を十分に踏まえるものであり、執行機関の災害時の対応を阻害しない範囲において実行するものである。



(1) 議会としての役割

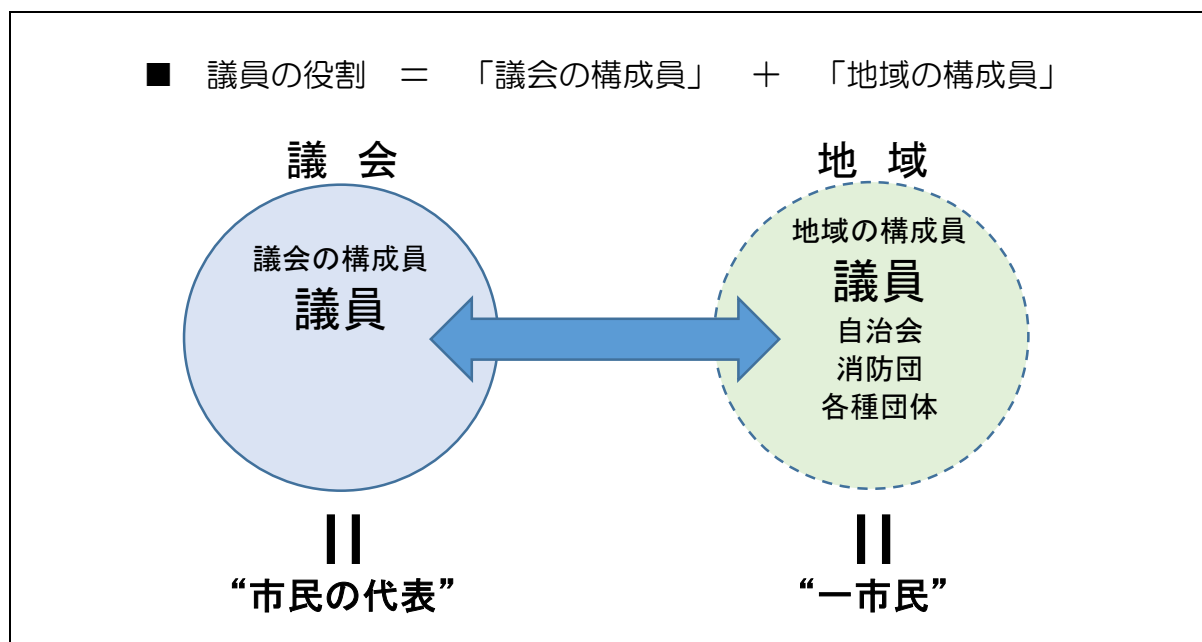
議会は、議事・議決機関として予算・条例・重要な契約などについて、市の団体意思を最終的に決定するとともに、執行機関の事務執行をチェックし、また、市の重要な政策形成において地域特性や多様な市民ニーズを反映するなど、極めて重要な役割を担っている。そして、このことは、平常時、災害時（非常時）を問わないことが基本原則である。

すなわち、議会は、大規模災害が発生した災害時（非常時）においても機能停止することなく、定足数に足る有効な議決ができる会議を開催する中で、この機能を維持する必要がある。そのために、さまざまな災害の時期や程度を想定し、それに対応する体制を整えなければならない。加えて、災害の復旧・復興時にあっては、住民代表機関として大きな責務と役割を担うものである。

(2) 議員としての役割

議員は、合議制の機関としての議会が基本的な機能を維持するために、その構成員として役割を担うことが基本となる。

一方で、議員は災害時（非常時）には、特にその初期を中心に議会の機能とは別に“一市民”として、被災した市民の救援や被害の復旧のために非常事態に即応した“地域の一員”としての活動を果たす役割が求められるのも事実である。議員は、議会機能を維持するという根幹的な役割を十分に認識する中で、地域活動などに従事する役割も同時に担うものである。





(1) 玉名市議会防災会議（平常時）の設置

議会は、平常時、災害時（非常時）を問わず、その有する機能を発揮しなければならないという重要な役割を担っている。また、災害時（非常時）における体制の構築を確実なものとするためには、やはり、平常時から災害発生を想定した体制を整備しておく必要がある。

そのため、災害が発生し、または発生するおそれがあるとき、迅速かつ的確に災害に対応できるよう平常時から災害発生時の議会の対応を確認し、本市の災害対策の課題について把握し、本市の防災のあり方について協議・検討する体制として、議員全員で組織する玉名市議会防災会議（以下「防災会議」という。）を設置する。防災会議は、常設の機関として防災・減災・避災・備災の4つの実行目標に不断に取り組むことで、災害に強いまちづくりの実現を目指し活動する。

また、防災会議には、本部組織として議長、副議長、各常任委員長及び議会運営委員長で構成する「運営会議」を置き、議会として意思決定を行なうに当たっての事前調整・協議の場としての役割を担うものとする。

平常時	玉名市議会防災会議
-----	------------------

項 目	内 容								
組織の名称	玉名市議会防災会議（略称：防災会議）								
目 的	災害が発生し、または発生するおそれがあるとき、迅速かつ的確に災害に対応できるよう平常時から災害発生時の議会の対応を確認するほか、本市の災害対策の課題について把握し、並びに本市の防災のあり方について協議し、及び検討し、並びに必要に応じて市長に対して提言することにより、災害に強いまちづくりの実現を目指し活動する。								
設置の時期	常設の機関とする。								
組織の終期	市対策本部が設置されたとき（本市域内に大規模な災害が発生し、または発生するおそれがある場合）、対策会議に移行する。								
位 置 づ け	玉名市議会内に設置する任意の会議とする。								
役割・職務	<p><防災会議の役割></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 本市の災害対策に監視機能を働かせ、評価し、その充実を図る。 ② 平素から地域における災害危険箇所や防災課題を把握し、解決を図る。 ③ 市の災害対策に関し、必要に応じて市長に提言する。 ④ 議会の危機管理体制や業務継続体制を整備し、その充実・強化を図る。 ⑤ 災害発生時の議会の組織と役割を確認し、検証する。 <p><地区隊長・地区担当議員の役割></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 地域における災害対策について課題を把握する。 ② 定期的な研修会などで防災に関する知識を習得し、地域の防災訓練に参加するなど、地域防災のアドバイザーになる。 ③ 防災意識をもって、あらゆる機会を通じて、地域住民の防災意識の啓発を行なう。 <p style="text-align: center;">【防災会議の実行目標】</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">防 災</td> <td>災害を未然に防ぐ</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">減 災</td> <td>災害の被害を少なくする</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">避 災</td> <td>災害の被害を避ける</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">備 災</td> <td>災害の被害に備える</td> </tr> </tbody> </table>	防 災	災害を未然に防ぐ	減 災	災害の被害を少なくする	避 災	災害の被害を避ける	備 災	災害の被害に備える
防 災	災害を未然に防ぐ								
減 災	災害の被害を少なくする								
避 災	災害の被害を避ける								
備 災	災害の被害に備える								

(2) 玉名市議会災害時対策会議（非常時）の設置

議会は、大規模な災害が発生、または発生するおそれがある場合においては、災害初期から議会機能を的確に維持する体制を即時に構築する必要がある。

そのため、災害時（非常時）における組織として、玉名市議会災害時対策会議（以下「対策会議」という。）を設置する。防災会議は、執行機関における玉名市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）が設置されたときは対策会議へと体制を速やかに移行し、災害対策・災害対応に当たるものとする。

また、対策会議にも防災会議と同様に、本部組織として議長、副議長、各常任委員長及び議会運営委員長で構成する「運営会議」を置き、議会として意思決定を行なうに当たっての事前調整・協議の場としての役割を担うものとする。特に、災害初期においては、この「運営会議」が議会の最高意思決定機関として機能し、議長が全議員に「全体会議」の招集（参集指示）を行なうまでの間、議会における災害対応の主体となる。

<玉名市議会災害時対策会議規程>

（対策会議の設置）

第3条 議長は、市対策本部が設置されたときに対策会議を設置する。

執行機関・議会における各組織の設置の時期

	平常時	災害準備・警戒時		災害時（非常時）
		第一配備	第二配備	第三配備
執行機関		玉名市 災害警戒本部		玉名市 災害対策本部
議会	玉名市議会 防災会議 （常設の機関）	体制を移行		玉名市議会 災害時対策会議

※配備体制は、執行機関における職員のもの（「玉名市地域防災計画書」による）

玉名市議会災害時対策会議

項 目	内 容
組織の名称	玉名市議会災害時対策会議（略称：対策会議）
目 的	<p>本市域内に大規模な災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、市対策本部と連携し、議会と市長その他執行機関とが一体となった迅速で、かつ、的確な応急対策等の推進を図り、もって市民等の生命、身体及び財産を守るために活動する。</p> <p>また、大規模な災害が発生した後においても議会の的確な機能を維持し、予算等の重要な議案の審議の遅延により市政運営に支障を生じさせないため、迅速で円滑な復旧・復興の検討に資するために活動する。</p>
設置の時期	<p>大規模災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、市対策本部が設置されたとき。</p> <p>【参考】 地震 震度6弱以上の地震 風水害 台風・暴風・豪雨・洪水・土砂災害などで局地的または広範囲な災害が発生した場合、またはそのおそれがあるもの</p>
組織の終期	<p>市対策本部が廃止されたとき。</p> <p>また、災害時（非常時）、次の場合において、災害が収束し、災害の応急対応、復旧・復興等の対する措置が講じられていると認めるときは、運営会議に諮り、対策会議を廃止する。</p> <p>① 定例会または臨時会が開会されたとき。 ② 常任委員会等にその事務を引き継ぐことが適当と認められるとき。</p>
位置づけ	<p>玉名市議会内に設置する任意の会議とする。 対策会議は、市対策本部と連携する。</p>
役割・職務	<p><対策会議の役割></p> <p>① 災害に係る情報を収集し、市対策本部と連携して災害情報を共有し、または提供する。 ② 応急対策、復旧・復興等について検討し、必要に応じて市長に対し提言する。</p> <p><地区隊長の役割></p> <p>① 地区における災害情報を集約し、運営会議（本部組織）に伝達する。 ② 運営会議（本部組織）からの情報を地区担当議員に伝達する。</p> <p><地区担当議員の役割></p> <p>① 指定された地区において情報の収集・伝達を行なう。 ② 指定された避難所の状況等を把握し、支援物資の不足など市民の声を聞く。</p>

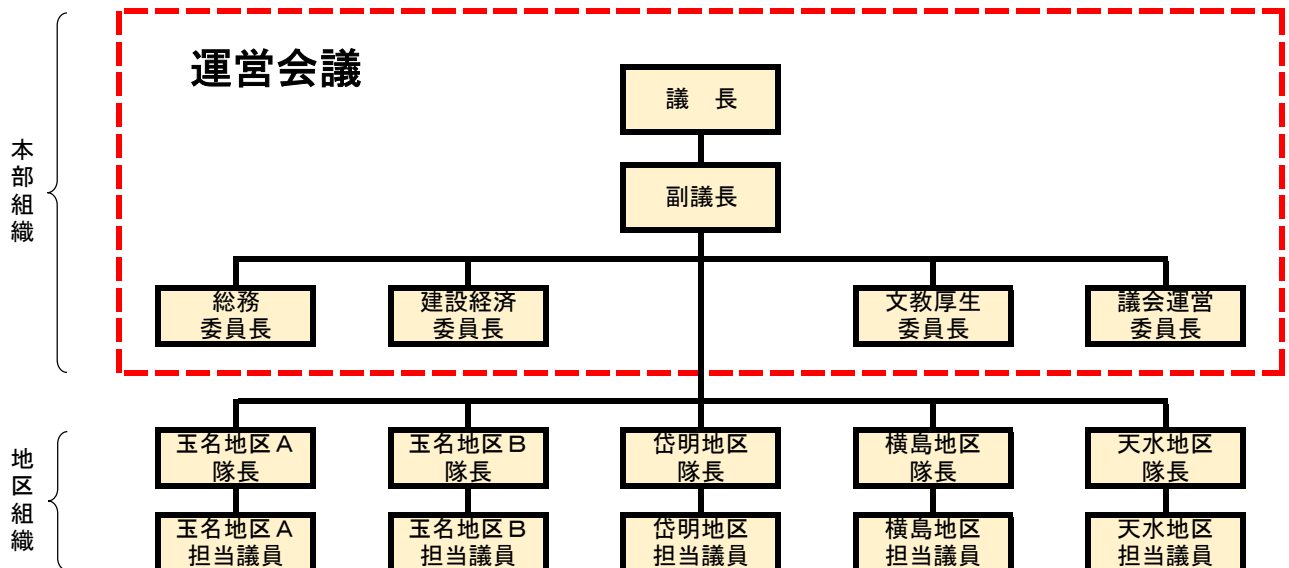
＜組織体制〔防災会議・対策会議 共通〕＞

組 織	議員全員をもって組織する。		
	本部組織	議長	会議を統括する。
		副議長	議長を補佐する。
		運営委員	各常任委員長及び議会運営委員長
		運営会議	議長、副議長、運営委員で組織
		議長の代理	議長に事故あるとき、または欠けたときは、副議長が代理する。議長及び副議長がともに事故あるとき、または欠けたときは、議会運営委員長が代理する。
地区組織	市内を幾つかの地区（本庁、支所が所管する区域、議員の住所等を考慮して設定）に分け、地区担当議員を定める。 地区担当議員のうちから地区隊長を選ぶ。 地区隊長は、地区担当議員を統括する。		

設置場所	運営会議	議長室
	全体会議	全員協議会室

※本庁舎（議事堂）が被災した場合は、別に定める場所
（本庁舎（議事堂）が使用できない場合の代替施設（→35頁参照））

会議組織図



参考資料

＜執行機関における災害警戒本部の設置及び廃止の時期＞

玉名市災害警戒本部	
本部の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・熊本地方気象台から警報が発表され、特に警戒を必要とするとき。 ・市内で震度5弱若しくは震度5強の地震が発生したとき。 ・気象庁から市内沿岸に津波警報が発表されたとき。 ・台風の暴風域に入る恐れがあるとき。 ・土砂災害警戒情報が発表されたとき。 ・観測所の水位が氾濫危険水位を超えたとき。 ・そのほか、自然的若しくは人為的原因から災害が発生し、又は発生する恐れがあり、特に警戒を必要とするとき。
本部の廃止	玉名市災害対策本部が設置されたとき、又は災害に対する警戒を必要としなくなったときに廃止する。

(抜粋：玉名市地域防災計画書)

参考資料

＜執行機関における災害対策本部の設置及び廃止の時期＞

玉名市災害対策本部	
本部の設置	<p>本部の設置時期は、次の基準により行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内で震度6弱以上の地震が発生したとき。 ・災害が発生し、又は災害の発生が予想されその時期及び範囲からして本部を設置する必要があるとき。 ・強力な組織で災害応急対策を実施する必要があるとき。
本部の廃止	本部の廃止は予想された災害の危険が解消したと認められるとき、又は災害発生後における応急措置が完了したと認められる時期とする。
本部の場所	<p>本部は、玉名市役所本庁舎内に設置する。</p> <p>ただし、本庁舎が被災などにより使用できない場合は、状況を考慮しつつ、本部長又はその責務代行者が他の公用または公共施設に本部設置場所を決定する。</p>

(抜粋：玉名市地域防災計画書)

参考資料

＜執行機関における職員の配備体制＞

配備	配備時期	配備内容
第一配備	<ol style="list-style-type: none"> 1 暴風、大雨、洪水、津波等の警報が発令されたとき。 2 震度4の地震が発生したとき。 3 その他特に市長が必要と認めたとき。 	<p>警報発令待機班編成表による。 その他の待機班職員は、自宅待機とする。</p>
第二配備	<ol style="list-style-type: none"> 1 暴風、大雨、洪水、津波等の警報が発令され、災害がおこるおそれがあるとき。 2 震度5弱又は5強の地震が発生したとき。 3 その他特に市長が必要と認めたとき。 	<p>災害応急対策等に必要な待機班、地区班職員とし、災害（水防）対策本部の指示に基づき、待機班、地区班全職員が動員できる体制とし、状況に応じ第三配備に直ちに切替える体制とする。</p>
第三配備	<ol style="list-style-type: none"> 1 市内全域にわたって風水害等の発生するおそれがあり、または被害が甚大と予想され、あるいはこれらの災害が発生したとき。 2 震度6弱以上の地震が発生したとき。 3 その他特に市長が必要と認めたとき。 	<p>動員可能な全職員をもってあたるもので完全な非常体制とする。</p>

（抜粋：玉名市地域防災計画書）



(1) 防災会議・対策会議の公務性の担保

議員の活動は複雑多岐にわたっているものの、公務に位置づけられる活動は非常に限定的であり、議員としての日常にわたるすべての活動について公務災害補償が適用されるものではない。これは、補償制度そのものが、あくまでも無過失責任主義に基づいて使用者においてすべて補償していくという建前から、その補償する活動の範囲をある程度限定する必要があるためである。

議員の公務上の災害は、議員が法規に定められている職務（正規の議会活動）に従事中に、その職務に起因し、または職務と相当因果関係をもって発生した災害について、公務上の災害として取り扱うこととされており、通勤による災害は、議員が本会議や委員会等、公式の会議の招集通知に応じて住居と市役所との間を、合理的な経路及び方法により往復する行為の中で発生した災害について、通勤災害として取り扱うこととされている。

<法規に定められる議員の公務（＝正規の議会活動）>

・本会議
・委員会
・地方自治法第100条第12項に規定する会議規則の定めるところにより設けられる議案の審査または議会の運営に関し協議または調整を行なうための場（全員協議会）
・地方自治法第100条第13項の規定による議員の派遣
・会議規則第106条に規定する委員の派遣

防災会議・対策会議は、それぞれ議会内に設置される任意の会議体であり、公式の会議体ではないものの、高い公益性を有している。また、会議への参集途上、特に災害時（非常時）においては二次災害の危険性を十分に考慮する必要がある。

よって、防災会議・対策会議の「運営会議」・「全体会議」を招集する際は、公務災害補償の適用対象として公務性を担保するために、会議規則第167条第1項ただし書の規定により、必ず議長が議員派遣を決定し、その決定に基づき参集指示を行なうものとする。

<地方自治法>

第100条

13 議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができる。

<玉名市議会会議規則>

(議員の派遣)

第167条 法第100条第13項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。

2 前項の規定により、議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。

(2) 地区組織活動の公務性の担保

災害時（非常時）において、地区隊長・地区担当議員は、対策会議「全体会議」の参集指示がない限り、それぞれの担当地区で“一市民”・“地域の一員”として災害関係情報の収集、援助・救助活動、避難所運営などへの協力に当たることになる。当該活動は、現場対応が主であるほか、対策会議「全体会議」の参集指示があるまで数日間にわたる連続での活動となることが想定されるため、会議の参集途上以上に二次災害に見舞われる危険性は極めて高い。

よって、災害時（非常時）における地区組織活動について公務災害補償の適用対象として公務性を担保するために、会議規則第167条第1項ただし書の規定により、地区隊長・地区担当議員を災害対応のため所管する担当地区に派遣する形で、議長が議員派遣の決定し、その決定に基づき地区活動に当たらせるものとする。

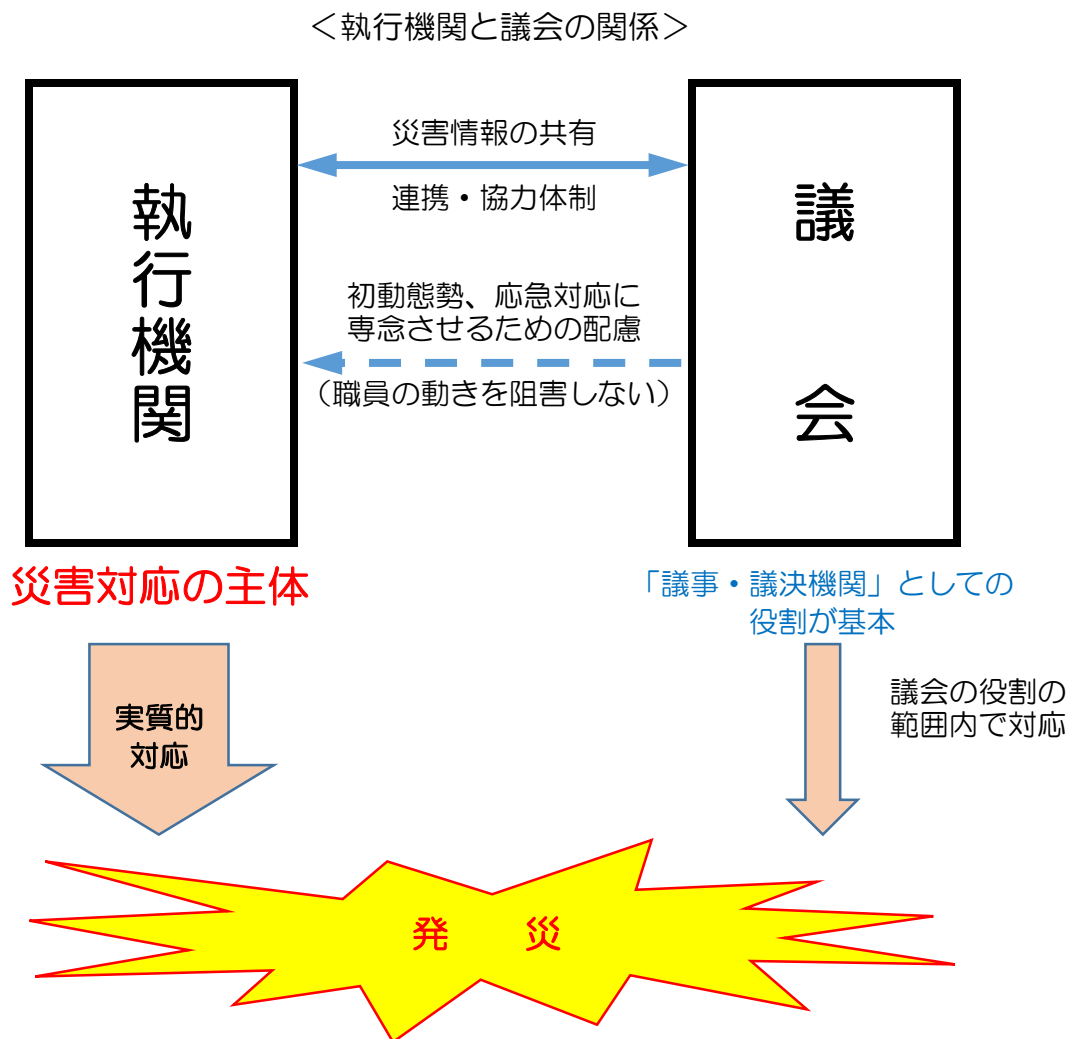
5. 災害時の執行機関の動きと議会の関係



災害時（非常時）においては、災害対応に実質的かつ主体的に対応するのは、危機管理・防災対策の担当課を初めとする執行機関であり、議会は主体的な役割を担うものではない。議会は、議事・議決機関としての役割が基本であり、その範囲内で災害に対応することが基本となる。

このことを踏まえ、特に、災害初期においては、執行機関は職員が災害情報の収集や応急対策業務などに奔走し、混乱状態にあることが予想されることから、議員の情報収集及び要請などの行動については、その状況と必要性を見極め、執行機関が初動態勢や応急対応に専念できるような配慮が必要となる。

一方で、議会がみずからの役割である監視牽制機能と審議・議決機能を適正に実行するためには、正確な情報を早期に収集し、チェックすることが必要である。そのため、議会と執行機関は、それぞれの役割を踏まえて、災害情報の共有を主体とする協力・連携体制を整え、災害対応に当たる必要がある。





6. 玉名市議会災害時対策会議が発動する災害の種類



対策会議が設置される災害は、次のとおりとする。

これは、災害時（非常時）において、議会が果たすべき役割や行動については、執行機関の災害対応と緊密で極めて高い関係性を示し、相互に補完する関係にあることから、執行機関における市地域防災計画に基づく市対策本部、国民保護計画に基づく国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部が設置される災害をおおむね準用するものである。

これらの災害が発生し、または発生するおそれがあるとき、執行機関に市対策本部が設置された際には、防災会議（平常時）は対策会議（非常時）へと、その体制を速やかに移行する。

<対策会議が対象とする災害>

災害種別	災害内容
地震	<ul style="list-style-type: none"> 震度6弱以上の地震
風水害	<ul style="list-style-type: none"> 台風、暴風、豪雨、洪水、土砂災害などで局地的または広範囲な災害が発生した場合、またはそのおそれがあるもの
その他	<ul style="list-style-type: none"> 自然災害のほか、大規模火災などの事故、原子力災害、新型インフルエンザなどの感染症、大規模なテロなどで大きな被害が発生した場合、またはそのおそれがあるもの



(1) 業務継続体制の構築

災害時（非常時）においても、議会が基本的な機能を維持し、業務を継続するためには、その機関を構成する議員の安全確保とその安否確認がスタートとなる。このスタートを迅速かつ的確に行なうことが、議会の機能維持にとって非常に重要であり、その後の業務継続体制の構築に大きく影響する。よって、まずは組織として安否確認を中心とした業務継続体制を構築する必要がある。

また、この体制は議会と議会事務局の双方において構築し、それぞれが明確な行動基準に基づき対応することが重要である。

ア 議会事務局の体制

執行機関において市対策本部が設置された際には、議会事務局は直ちに議長に報告し、対策会議を設置。あわせて、議長に登庁を要請。

議会事務局の職員（以下「事務局職員」という。）は、通常業務に優先して速やかに業務継続体制構築のための業務に当たるものとする。

<業務継続体制構築のための業務>

- **災害対応の業務**
（以下「非常時優先業務（→21頁参照）」という。）
- **対策会議「運営会議」の開催準備の業務**
（以下「運営会議開催準備業務（→21頁参照）」という。）

なお、市対策本部が勤務時間外に設置された場合においては、災害発生の有無に応じ、次に定める要領で行動しなければならない。

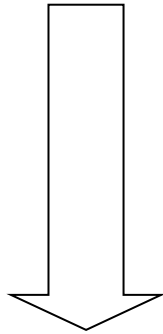
＜勤務時間外における業務継続体制構築の流れ＞

玉名市災害対策本部（執行機関） 設置

災害は未発生

【風水害発生のおそれがある場合】
（台風・暴風・洪水・土砂災害）

あらかじめ、災害情報の収集が可能なことから、状況に応じて直ちに参集できる態勢を確保し、市対策本部が設置された際に発せられる局長からの指示、また、市職員召集システムからの参集指示に基づき、議会事務局に参集。



現に災害が発生

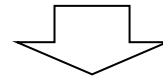
【震度6弱以上の地震が発生した場合】

災害情報を携帯電話のエリアメール、玉名市の安心メール等の防災メール、テレビの災害情報放送等から確認し次第、市対策本部が設置されることを念頭に、速やかに議会事務局に参集。

【風水害が発生した場合】

（台風・暴風・洪水・土砂災害）

あらかじめ、災害情報の収集が可能なことから、状況に応じて直ちに参集できる態勢を確保し、市対策本部が設置された際に発せられる局長からの指示、また、市職員召集システムからの参集指示に基づき、議会事務局に参集。



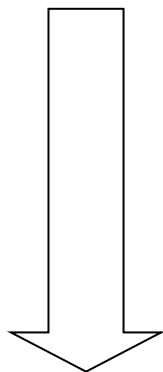
市対策本部の設置を議長に報告。 あわせて、議長に登庁要請。

玉名市災害時対策会議（議会） 設置

（※玉名市議会防災会議から体制移行）

参集した事務局職員のうちから、連絡責任者（1名）を決定し、議員の情報窓口を一元化。

議員の所在確認（連絡態勢の確保）。



事務局職員は、速やかに「非常時優先業務（→21頁参照）」に当たる。

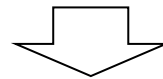
【非常時優先業務】

本庁舎（議事堂）の被災状況等確認。

参集できた事務局職員のうちから、連絡責任者（1名）を決定し、議員の情報窓口を一元化。

参集できていない事務局職員の安否確認
及び所在・被害状況確認。

議員の安否確認
及び議員の所在・被害状況確認。



議長に登庁し、議員の安否情報を集約後、運営会議を招集（参集指示）。

事務局職員は、速やかに「運営会議開催準備業務（→21頁参照）」に当たる。

【運営会議開催準備業務】

運営会議メンバーの招集。 会議用機材、記録用機材、筆記用具等準備。

(ア) 事務局職員の行動基準

<現に災害が発生した場合の行動基準>

災害の発生	行 動 内 容
勤務時間 (8:30~17:15)	<ul style="list-style-type: none"> • 速やかに自身の安全を確保し、その上で家族の安否確認を行なう。 • その後、速やかに「非常時優先業務」に当たる。 <p>【本会議及び委員会開催中】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 本会議及び委員会開催中における「非常時優先業務」は、まず、議長または委員長の指示に基づき、議員及び傍聴者の避難誘導に当たり、その後、速やかに議員の安否確認を行なう。また、これらに備え、会議における議長及び委員長の非常時対応マニュアル（口述書）を作成する。 • その後、その他の「非常時優先業務」及び「運営会議開催準備業務」に当たる。 <p>【休会または閉会中】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 休会または閉会中における「非常時優先業務」は、まず、来庁者の安否確認を行ない、次に全議員の安否確認を行なう。 • その後、その他の「非常時優先業務」及び「運営会議開催準備業務」に当たる。
勤務時間外 (17:15~8:30) (平日夜間のケース)	<ul style="list-style-type: none"> • 速やかに自身の安全を確保し、その上で家族の安否確認を行なう。 • その後、速やかに議会事務局へ参集し、「非常時優先業務」及び「運営会議開催準備業務」に当たる。
休日 (土曜・日曜・祝日)	<ul style="list-style-type: none"> • 速やかに自身の安全を確保し、その上で住居の被害状況を確認するとともに、被災者がある場合には当該被災者の救出・支援を行なう。 • その後、速やかに議会事務局へ参集し、「非常時優先業務」及び「運営会議開催準備業務」に当たる。

【非常時優先業務】

(※災害発生時のみ)

• 来庁者の避難誘導、被災者の救出・支援
• 電気、水道などインフラの確認
• 議会事務局の被災状況の確認と執務場所の確保
• 議会事務局の電話、パソコンなどの情報端末機器の稼働の確認
• 市対策本部との連絡態勢の確保
• 災害関係情報の収集・整理、議員への発信
• 議事堂内の被災状況の確認と会議場所の確保
• 議場、委員会室、全員協議会室の放送設備の稼働の確認
• 議員の安否確認・所在確認
• 報道対応など

※発生した災害の種類に応じ、被災状況や設備の確認は適宜検討して当てること。

【運営会議開催準備業務】

(※災害発生時・災害未発生時 共通)

• 運営会議メンバーの招集（参集指示）
• 会議用機材（ノートPC、プロジェクター等）の準備
• 記録用機材（音声レコーダー、デジタルカメラ等）の準備
• 筆記用具、記録用紙（会議出席人数分）

＜事務局職員の参集基準（災害発生時）＞

災害種別		参集時間	参集方法（手段）	服装	携帯品
地震 (震度6弱以上)		災害情報を確認後、自身と家族の安全を確保し、速やかに参集	公共交通機関が利用できないことを想定し、徒歩での参集を基本に、道路状況等を踏まえた上で、安全を最優先に考え、必要かつ最適な交通手段で参集	作業着を基本に、ヘルメット（帽子）、防災靴（長靴、運動靴）を着用するなど、自身の安全を確保できる服装 冬季は防寒対策を行なう	携帯電話、タブレット端末、筆記用具、飲料水、3日分の食料、軍手、マスク、タオル、着がえなど
風水害 (台風・暴風・豪雨・洪水・土砂災害)	全域	あらかじめ必要な災害情報の収集が可能であり、参集態勢が確保できることから、参集に必要な情報確認後、速やかに参集	公共交通機関が利用できないことを想定し、災害場所や道路状況のほか、気象状況等を踏まえた上で、安全を最優先に考え、必要かつ最適な交通手段で参集	同上	同上
	局地	同上	同上	同上	同上
その他		災害情報を確認後、自身と家族の安全を確保し、速やかに参集	安全を最優先に考え、必要かつ最適な交通手段で参集	同上	同上

※参集途中、被災者の救助活動が必要となった場合には、当該救助活動を優先する。
この場合、直ちに議会事務局（0968-75-1155）に報告する。

※地震の影響により幹線道路が通行どめとなった場合、また、洪水等（河川の氾濫・堤防の決壊）で渡河できない場合などで、迂回による参集も困難な場合は、議会事務局に状況を報告するとともに、指示を仰ぐこと（二次災害の防止）。

※参集途中、参集に支障のない可能な範囲で災害情報を収集する。

< 参集者の初期対応の流れ（勤務時間外：災害発生時の例） >

災害種別	地震 (震度6弱以上)	風水害 (台風・暴風・豪雨・洪水・土砂災害)
参集	<p>突発的な災害であり、災害情報もなく、直ちに参集できる態勢を確保している事務局職員はいない。</p> <p>災害情報確認後、市地域防災計画に従い、速やかに参集する。</p>	<p>あらかじめ、必要な災害情報の収集が可能なおことから、直ちに参集できる態勢を確保している。</p> <p>局長からの指示、市職員召集システムによる参集指示に基づき、速やかに参集する。</p>
初期対応事項	<p>事務局職員は、全員で、速やかに「非常時優先業務」に当たる。その優先順位は、次のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本庁舎（議事堂）の被災状況及び情報端末機器等の確認 2. 議員の安否確認 メール雛形①（→25頁参照） 3. 議員の安否情報を集約し、全議員へ連絡あわせて、対策会議の運営会議メンバーへの参集指示 メール雛形②（→25頁参照） 4. 市対策本部との連携など（災害情報の収集） 	<p>事務局職員は、全員で、速やかに「非常時優先業務」に当たる。その優先順位は、次のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 議員の安否確認 メール雛形①（→25頁参照） 2. 議員の安否情報を集約し、全議員へ連絡あわせて、対策会議の運営会議メンバーへの参集指示 メール雛形②（→25頁参照） 3. 市対策本部との連携など（災害情報の収集）
対策会議の運営会議メンバーへの参集指示（招集）	<p>対策会議は、市対策本部の設置後、速やかに設置することになっている。</p> <p>しかしながら、地震の場合には本庁舎（議事堂）の被災状況の把握が必要なことから、運営会議メンバーへの参集指示は事務局職員が参集し、被災状況を確認した後に行なう。</p>	<p>対策会議は、市対策本部の設置後、速やかに設置することになっている。</p> <p>風水害の場合には、本庁舎（議事堂）に大きな被害がないと考えられることから、運営会議のメンバーへの参集指示は、事務局職員が参集し次第、速やかに行なう。</p>
議員及び事務局職員の安否確認	<p>議員の安否確認は、メール（雛形）を主に行なう。</p> <p>議員より返信がない場合には、携帯電話または固定電話で確認する。</p> <p>（連絡のつかない議員に対しては、携帯電話または固定電話からの呼び出しを継続して行なう。）</p> <p>参集していない事務局職員に対しては、携帯電話または固定電話で確認する。</p> <p>なお、確認された内容は、議会議務局に備える冊子（玉名市議会BCP関係綴）に議員及び事務局職員ごとに整理する。</p>	
対策会議「運営会議」の運営	<p>対策会議「運営会議」の運営は、次の要領で行なう。</p> <p>【開催場所】 議長室（本庁舎（議事堂）が被災した場合は、別に定める場所）</p> <p>【司 会】 局長</p> <p>【報告事項】 市対策本部における災害情報、議員の安否情報</p> <p>【協議事項】 「全体会議」の招集の有無、時期など</p> <p>【その他】 音声記録：会議の内容は、音声レコーダーにて記録音声データとして残す。 写真記録：会議の状況は、デジタルカメラにて記録写真データとして残す。 会議を行なう場合には、ノートPC、プロジェクター等を活用する。 状況に応じて、要点筆記で記録する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">（ 次 第 例 ）</p> <p style="text-align: center;">第 回 玉名市議会災害時対策会議運営会議 次第</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">場所：議長室</p> <p>開 会 午前（午後） 時 分</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 報告事項 <ul style="list-style-type: none"> （1）市災害対策本部における災害情報（午前 時現在）について （2）議員の安否情報について 2 協議事項 <ul style="list-style-type: none"> （1）全体会議の招集の有無について 3 その他 <p>閉 会</p> </div>	

- ◆ 参集できない場合は、その旨を議会事務局に連絡する。
 - …「自身や家族の被災などにより参集できない場合」
 - …「市内不在で参集できない場合」
 - …「参集途上で救助活動などにより参集できない場合」
 - …「参集途上で通行どめ等に遭い参集できない場合」
- ◆ 参集途上、被災者の救助活動が必要となった場合には、当該救助活動を優先する。
- ◆ 事務局職員間の連絡は、議会事務局の緊急連絡網に基づき携帯電話、メールなどにより連絡する。
- ◆ 参集途上、適宜、災害情報を収集する。
- ◆ 1人が継続して48時間を超えて災害対応に当たることがないように、議会事務局の交替勤務体制を整え、健康管理に留意する。

【検討課題】

現在、事務局職員は、市対策本部の組織体制（警報発令待機班・避難所担当班）に組み込まれており、市対策本部の指揮命令下にある。情報の共有や連携体制の観点からは必要であるが、市対策本部における組織の見直しも必要である。

議会事務局による安否確認メールの雛形（例）

（地震・風水害：全議員に送信）

メール雛形①

【件名】 議員の安否確認について

【本文】 （理由）のため、 月 日 時 分、執行機関に「玉名市災害対策本部」が設置されました。

これに伴い、議会BCPに基づき「玉名市議会災害時対策会議」を設置します。つきましては、次の内容について確認を行ないますので、速やかに返信してください。

なお、返信時には、必ず件名または本文の最初に議員名を記入してください。

- ① 自身とその家族の安否状況（被災の有無）
- ② 自身の所在地（自宅またはその他の場所）
- ③ 自身の居宅の被害状況（被害の有無）
- ④ 対策会議への参集可否と参集可能な時期
- ⑤ 自身の連絡先（または家族などの連絡先）
- ⑥ 地域の被害状況（特記すべき内容がある場合）

※もしくは（様式第1号）「玉名市議会議員・議員安否確認票（→27頁）」に記載の上、返信（返信メールに添付、またはファクス）すること。

議会事務局による「運営会議」招集メールの雛形（例）

（対策会議運営会議メンバーに送信）

メール雛形②

【件名】 玉名市議会災害時対策会議「運営会議」の招集について

【本文】 これより玉名市議会災害時対策会議「運営会議」を招集しますので、運営会議メンバーは水防服を着用の上、速やかに議長室にご参集ください。

なお、参集に当たっては、自身の安全確保を最優先し、携帯品にもご留意ください。

(イ) 議員への安否確認方法と確認事項

災 害 未発生時	一般回線（固定電話）の利用が困難になる可能性は低いことから、事務局の 電話・ファクスを主 に連絡を行なう。なお、議長と副議長については、直接電話により安否を確認する。
---------------------	--

災 害 発生時	一般回線（固定電話・携帯電話）が利用の集中・輻輳により利用が困難になることを念頭に、 メールを主 に連絡を行なう。
	<p>a 議会事務局の情報通信端末が使用できる場合</p> <p>議会事務局のパソコンなどから議員の携帯メール・タブレット端末に安否確認のメールを一斉送信。返信のない場合は、議会事務局の固定電話から議員の携帯電話や固定電話に連絡する。なお、議長と副議長については、携帯メール・タブレット端末への送信に加えて、直接電話により安否を確認する。</p>
	<p>b 議会事務局の情報通信端末が使用できない場合</p> <p>事務局職員の携帯メールなどから議員の携帯メール・タブレット端末に安否確認のメールを一斉送信。返信がない場合は、事務局職員の携帯電話などから議員の携帯電話や固定電話に連絡する。なお、議長と副議長については、携帯メール・タブレット端末への送信に加えて、直接電話により安否を確認する。</p>

※なお、災害の状況（インターネット回線の遮断、停電の発生など）に応じ、連絡方法はメールのみならずSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を活用するなど、臨機応変に対応すること。

安否確認事項

（様式第1号）「玉名市議会議員・議員安否確認票（→27頁参照）」に基づき、次の内容を確認する。

• 議員とその家族の安否状況
• 議員の所在地
• 議員の居宅の被害状況
• 議員の参集可否と参集可能な時期
• 議員の連絡先（家族などの連絡先）
• 地域の被害状況

※安否確認のメールを一斉送信から30分後、連絡責任者は返信された議員の安否情報を集約し、全議員へ通知する。なお、おくれて届いた安否情報は、30分ごとに集約し、その都度、全議員へ通知する。

(様式第1号)

玉名市議会議員・議員安否確認票

確認日時 (事務局)	月日		議員氏名	
	時間			
確認者名 (事務局)			議員住所	

安否状況	議員本人	被災	有 ⇒ ・重体 ・重症 ・軽傷 ・その他 () 無	
	家族	被災	有 ⇒ ・重体 ・重症 ・軽傷 ・その他 () 無	
所在地	市内	⇒ ・自宅 ・自宅以外		
	市外	⇒ ・場所 ()		
居宅の状況	被害	有 ⇒	・全壊 ・半壊 ・一部損壊 ・床上浸水 ・床下浸水	
			・その他 ()	
		無		
参集可否	可 否		参集可能な時期	
連絡先	議員と連絡がとれない場合 ⇒ 家族の連絡先を記入			
地域の被害状況				
その他	特記事項があれば記入			

【送信先】 玉名市議会事務局 FAX : 0968-71-0622 TEL : 0968-75-1155
E-mail : gikai@city.tamana.lg.jp

※議員は、本様式を紙媒体で保有するほか、データをパソコン・タブレットに格納の上、安否確認の際に活用すること。

イ 議会の体制

(ア) 対策会議「運営会議」の招集

議会は、災害時（非常時）において、災害初期から議会機能を的確に維持するため、市対策本部の設置後、速やかに対策会議を設置し、災害対策・災害対応に当たるものとする。

まずは、議長が登庁し、議員の安否情報を集約後、副議長、常任委員長及び議会運営委員長に対し「運営会議」の招集（参集指示）を行ない、運営会議メンバーの参集後、議会としての災害対策・災害対応における意思決定を行なう。

<玉名市議会災害時対策会議規程>

（対策会議の設置）

第3条

2 議長は、対策会議を設置したときは、第10条に規定する運営会議を直ちに招集しなければならない。

また、並行して、集約された議員の安否情報を全議員へと送信し、各地区隊長は地区隊員の安否状況を確認する。

<対策会議「運営会議」：6名>

構成員	議長	副議長	常任委員長 及び 議会運営委員長
主な任務	運営会議の事務を統括する	議長を補佐し、議長が欠けた場合には、その職務を代理する	議長の指示のもと、次の任務に当たる <ul style="list-style-type: none"> ・対策会議の運営に関すること ・議員の安否に関すること ・本会議、委員会の開催に関すること ・本会議、委員会の協議事項に関すること ・災害情報の収集などに関すること ・市対策本部との連携に関すること ・その他、災害対策に必要と考えられること ・委員会の所管ごとの対応

<対策会議「運営会議」>

災害種別		設置・廃止の時期	設置場所	メンバーの参集時間	会議運営
地震 (震度6弱以上)		<p>市対策本部の設置後、速やかに対策会議を設置し、直ちに運営会議を招集。</p> <p>対策会議の廃止をもって廃止する。 (市対策本部が廃止されたときは議長の職権で廃止。また、本会議が開会されたとき、または、常任委員会等に対応を引き継ぐことが適当と認められるときは運営会議の決定で廃止。)</p>	議長室	市対策本部の設置確認後、自身と家族の安全を確保し、議長の招集（参集指示）に従い速やかに参集する。	<p>会議の進行は、議長が行なう。</p> <p>協議事項は、議長が決定する。</p>
（台風・暴風・豪雨・洪水・土砂災害） 風水害	全域	同上	同上	同上	同上
	局地	同上	同上	同上	同上
その他		同上	同上	同上	同上

※運営会議の議員の参集方法、服装、携帯品は、「議員の参集基準（→40頁参照）」と同様とする。

(イ) 議員の基本的行動

議員は、災害時（非常時）には、速やかに自身と家族の安全確保、安否確認を行ない、自身と家族の安全が確保された段階で次の活動を行なうものとする。また、議員としての立場（非代替性）を踏まえて、活動に当たらなければならない。

なお、地区隊員の安否が確認でき次第、運営会議メンバー以外の議員は、議長から「全体会議」の招集（参集指示）がない限り、それぞれの担当地区で地区担当議員としての職務に当たり、被災及び避難所等の状況調査を行ない、必要に応じて地区隊長に報告する。

地区隊長は、地区情報を集約して、「運営会議」に報告する。

a 議長から、全議員へ「全体会議」の招集（参集指示）があるまでは、“地域の一員”（＝地区担当議員）として市民の安全確保と応急対応など地域における活動に積極的に従事する。

b 地区担当議員は、地域活動などを通して、執行機関が拾い切れない地域の災害情報などを収集する。

c 議長から、全議員への「全体会議」の招集（参集指示）に速やかに対応できるよう、連絡態勢を常時確保しておく。

d 運営会議メンバーは、対策会議が設置された場合は、上記にかかわらず運営会議の任務に当たる。

	①	②	③	④	⑤
議長 (事務局)	<p>地震発生 震度6弱以上</p>	<p>議長は事務局から市対策本部設置の連絡を受け、対策会議を設置。また、事務局からの要請により登庁。</p> <p>事務局職員は全員登庁の上、まずは本庁舎（議事堂）の被災状況を確認。</p> <p>その後、事務局連絡責任者（1名）を決定し、全議員へ速やかに安否確認のメールを一斉送信する。</p>		<p>議長は登庁後、議員の安否情報を集約し、運営会議メンバーに対し招集（参集指示）を通知。</p> <p>事務局職員は、集約した議員の安否情報を全議員へメールで連絡する。</p>	<p>遅れて届いた安否情報は、30分ごとに集約し、その都度、全議員へ追加送信する。 （全議員の安否の確認がとれるまで、30分ごとに集約を繰り返す。）</p>
運営会議 メンバー			<p>議会事務局連絡責任者へ無事である旨の報告を送信する。</p>		<p>招集（参集指示）に応じ、登庁する。</p>
地区隊長				<p>事務局からのメールにより地区担当議員の安否を確認する。 （地区活動に従事）</p>	
地区担当 議員		<p>携帯電話のエリアメール、玉名市安心メール等の防災情報メール、テレビの災害情報放送等で確認</p>		<p>地区隊長及び事務局連絡責任者との連絡がとれるよう、常に所在を明らかにし、連絡手段の確保に努める。 （地区活動に従事）</p>	

時間軸 →

※一般回線が利用の集中・輻輳により利用が困難になることを念頭に、メールを主に連絡を行なう。

(ウ) 発生時期に応じた議員の行動基準

災害の発生	行 動 内 容
会議中 (本会議・委員会)	<ul style="list-style-type: none"> 議長または委員長は、直ちに本会議または委員会を休憩または散会（延会）し、事務局職員に対し、避難誘導その他安全確保のための指示をする。 議員は、速やかに自身の安全を確保し、その上で被災者がある場合には当該被災者の救出・支援を行なう。次に、家族の安否確認を行なうとともに、今後の対応の指示があるまで議会において待機するものとする。
会議時間外 (夜間、土曜、日曜、祝日、休会日など)	<ul style="list-style-type: none"> 議員は、速やかに自身の安全を確保し、その上で被災者がある場合には当該被災者の救出・支援を行なう。運営会議メンバーは、議会事務局へ安否の報告を行ない、連絡がとれる態勢を確保し、自宅待機または地域で一市民として支援活動や災害情報の収集(※1)に当たる。
市内不在時	<ul style="list-style-type: none"> 議員は、速やかに自身の安全を確保し、その上で家族の安否確認を行なうとともに、被災者がある場合には当該被災者の救出・支援を行なう。運営会議メンバーは、議会事務局へ安否確認の報告を行なうとともに、参集指示に従って参集し、運営会議の任務に当たる。 その他の議員は、議会事務局に安否の報告を行ない、連絡がとれる態勢を確保し、自宅待機または地域で一市民として支援活動や災害情報の収集(※1)に当たる。

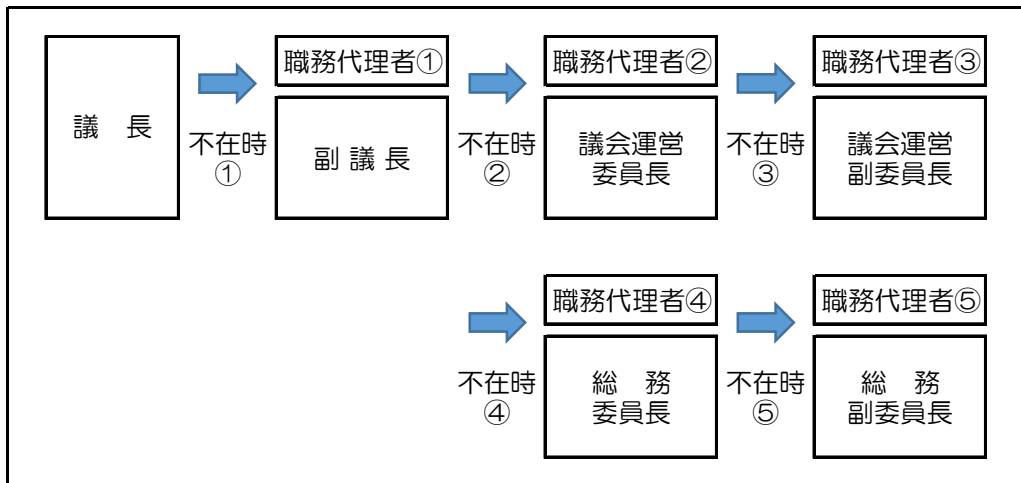
※1 災害情報の収集 (→45頁参照)

災害情報は、(様式第2号)「玉名市議会議員・情報収集連絡票(→46頁参照)」に記載することを基本に、タブレット端末などを活用し、災害現場の写真などを議会事務局に報告(タブレット端末・メール・ファクス)する。

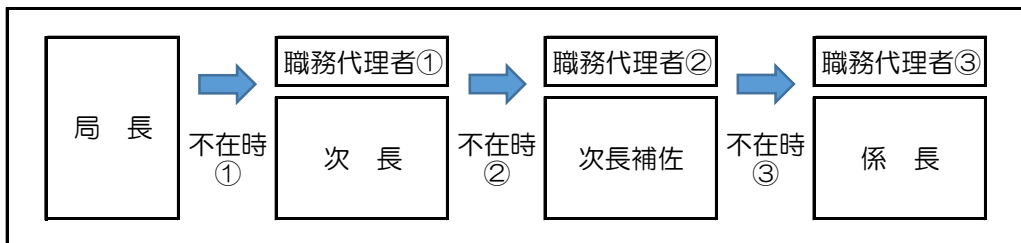
(エ) 運営会議などの指揮・命令系統

運営会議と議会事務局においては、議長と局長の不在などの場合に備えて指揮・命令の順位を次のとおり定めるものとする。

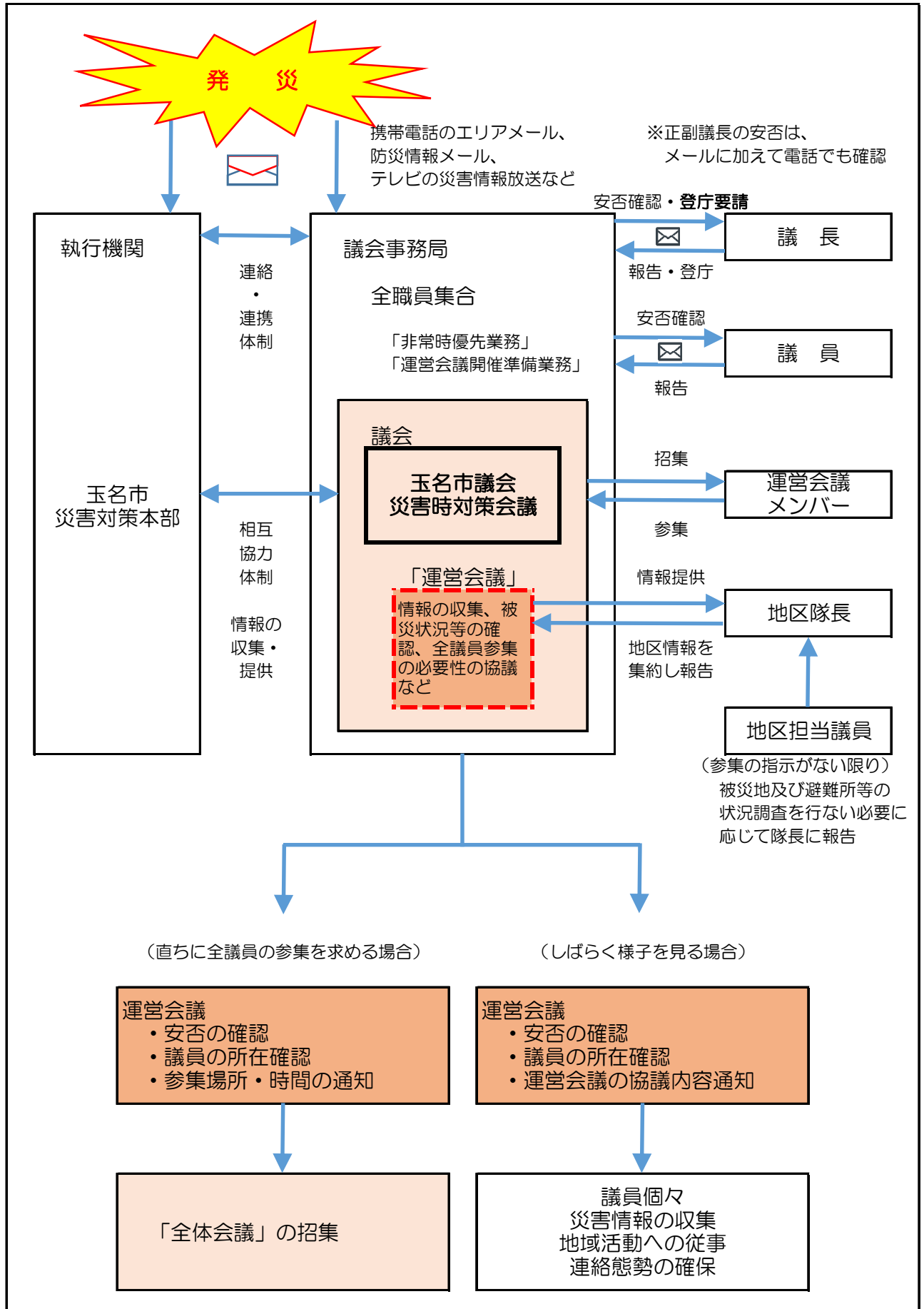
議長不在時の代理者



局長不在時の代理者

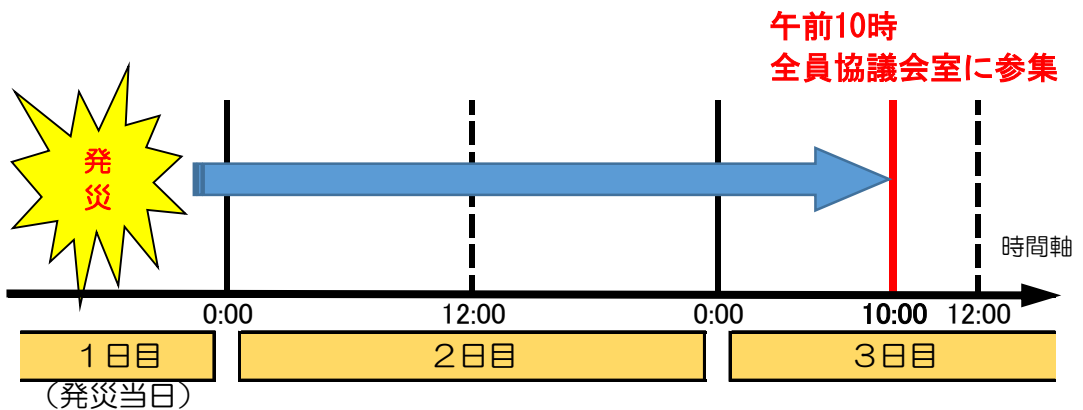


災害時の議会・議会事務局の行動の流れ



(オ) 議会事務局からの連絡がない場合

事務局職員との連絡がとれないほどの大規模な災害が発生した場合は、発生した日から起算して3日目の午前10時に全員協議会室に参集することを原則とする。



(カ) 本庁舎（議事堂）が使用できない場合の代替施設

大規模災害等により本庁舎（議事堂）が使用できない場合の参集場所は、下記の優先順位により、「運営会議」の場所については議長の職権で、「全体会議」の場所については運営会議の協議決定により指示する。

第1順位	玉名市役所 岱明支所 (有明広域行政事務組合 議場)
第2順位	玉名市文化センター (大研修室)
第3順位	玉名市総合体育館
上記のいずれも 使用できない場合	議長が指定する代替施設

(2) 行動時期に応じた活動内容の整理

災害時（非常時）においては、発災からの時期に応じて求められる行動や役割は大きく変化することから、それぞれの時期（初動期・中期・後期）に応じた行動形態や行動基準を定めることは重要であり、災害が休日・夜間に発生した場合を基本的行動パターンとして整理するものである。

なお、後期（発災後7日～1カ月）から平常時に移行していく段階では、災害の程度に応じて執行機関によって復興計画の策定が考えられるが、当該計画においてはより議会の責任を明確にする観点から、地方自治法第96条第2項に規定の議会の議決に付すべき事件に加えるなどの検討が必要である。

<地方自治法>

第九十六条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

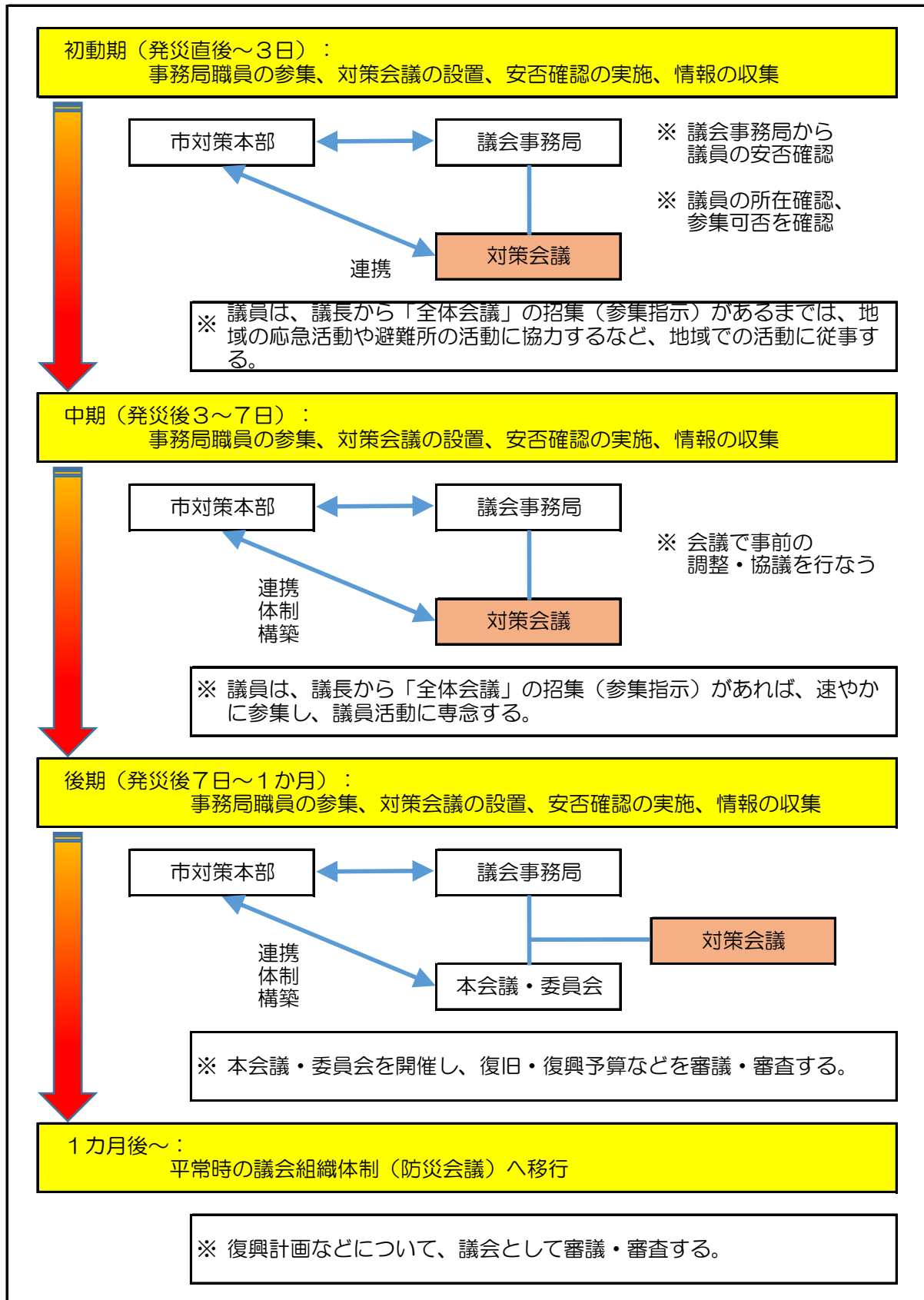
- 一 条例を設け又は改廃すること。
- 二 予算を定めること。
- 三 決算を認定すること。
- 四 法律又はこれに基づく政令に規定するものを除くほか、地方税の賦課徴収又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収に関すること。
- 五 その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。
- 六 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。
- 七 不動産を信託すること。
- 八 前二号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。
- 九 負担付きの寄附又は贈与を受けること。
- 十 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。
- 十一 条例で定める重要な公の施設につき条例で定める長期かつ独占的な利用をさせること。
- 十二 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第三条第二項に規定する処分又は同条第三項に規定する裁決をいう。以下この号、第百五条の二、第百九十二条及び第百九十九条の三第三項において同じ。）に係る同法第十一条第一項（同法第三十八条第一項（同法第四十三条第二項において準用する場合を含む。）又は同法第四十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下この号、第百五条の二、第百九十二条及び第百九十九条の三第三項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るものを除く。）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）、あつせん、調停及び仲裁に関すること。
- 十三 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。
- 十四 普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整に関すること。
- 十五 その他法律又はこれに基づく政令（これらに基づく条例を含む。）により議会の権限に属する事項

2 前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件（法定受託事務に係るものにあつては、国の安全に関することその他の事由により議会の議決すべきものとするものが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）につき議会の議決すべきものを定めることができる。

ア 行動形態

(災害が休日・夜間に発生した場合の基本的行動形態)

災害時の行動形態は、次のとおりとする。



イ 行動基準

(災害が休日・夜間に発生した場合の基本的行動基準)

事務局職員、対策会議、議会・議員の行動基準は、次のとおりとする。

地震編

時 期	事務局職員の行動	対策会議の行動	議会・議員の行動
【初動期①】 災害発生直後 ～ 24時間	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報の確認 ・自身と家族の安全確保 ・事務局職員は全員、議会事務局へ参集 ・議員の安否確認 ・対策会議「運営会議」開催準備 ・議会事務局の被災状況の確認 ・議会事務局の情報端末機器の確認 ・市と連絡態勢確保 ・電気、水道の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・対策会議の設置（「運営会議」招集） ・災害関係情報の収集 ・市対策本部との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・自身と家族の安全確認 ・議会事務局に安否報告
【初動期②】 24時間 ～ 48時間	<ul style="list-style-type: none"> ・議員の安否確認 ・議事堂の被災状況の確認 ・議場、委員会室、全員協議会室の放送設備の確認 ・対策会議の運営 ・災害関係情報の収集 ・報道対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・議員の安否などの情報整理 ・情報を収集し、「全体会議」招集の有無を協議 ・市対策本部との情報の共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・議長から「全体会議」の招集（参集指示）があるまでは、地域活動に従事 ・災害関係情報の収集 ・地域での援助、救助活動、避難所運営などへの協力
【初動期③】 48時間 ～ 72時間	<ul style="list-style-type: none"> ・対策会議の運営 ・災害関係情報の収集、整理、発信 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報を収集し、「全体会議」招集の有無を協議 ・市対策本部との情報の共有 ・議会運営事項の協議 	<ul style="list-style-type: none"> ・議長から「全体会議」の招集（参集指示）があるまでは、地域活動に従事 ・災害関係情報の収集 ・地域での援助、救助活動、避難所運営などへの協力 ・議長からの「全体会議」の招集（参集指示）に即応できる態勢の確保

時 期	事務局職員の行動	対策会議の行動	議会・議員の行動
<p>【中期】</p> <p>3日 ～ 7日</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 対策会議の運営 • 災害関係情報の収集、整理、発信 • 議会再開に向けた準備 	<ul style="list-style-type: none"> • 情報を整理し、「全体会議」招集の有無を協議 • 議会運営の再開準備（開催場所、議案などの協議） • 災害初動対応の進捗状況の確認 	<ul style="list-style-type: none"> • 対策会議からの指示を踏まえて行動 • 地域での災害情報、意見、要望などの収集 • 地域での救援、救助活動、避難所運営などへの協力 • 対策会議からの指示に対応できる態勢の確保
<p>【後期】</p> <p>7日 ～ 1か月程度</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 対策会議の運営 • 議会再開に向けた準備 • 通常業務に移行 	<ul style="list-style-type: none"> • 本会議、委員会の開催準備 • 復旧工事などの確認 	<ul style="list-style-type: none"> • 対策会議からの指示により、議員活動に専念 • 本会議、委員会の開催 • 議決事件の審議 • 復旧活動に関する国、県への要望などの検討 • 復興計画の審議 • 通常の議会体制（防災会議）へ移行

【検討課題】

風水害、その他災害においても、地震編の行動基準に準拠した行動が可能であるが、適宜、応用すべき内容や変更すべき事項などを明記しておく必要がある。

ウ 議員の参集方法など

(ア) 対策会議「全体会議」の招集

議員は、議長から対策会議「全体会議」への招集（参集指示）があった場合には、自身と家族の安全を確保した上で速やかに参集するものとする。なお、自身や家族の被災、住居の被害により参集できない場合には、その負傷などの対応後に参集するものとし、また、参集が不可能な場合には、必ずその旨を報告するとともに、常に連絡がとれる態勢を確保しておくものとする。

<議員の参集基準>

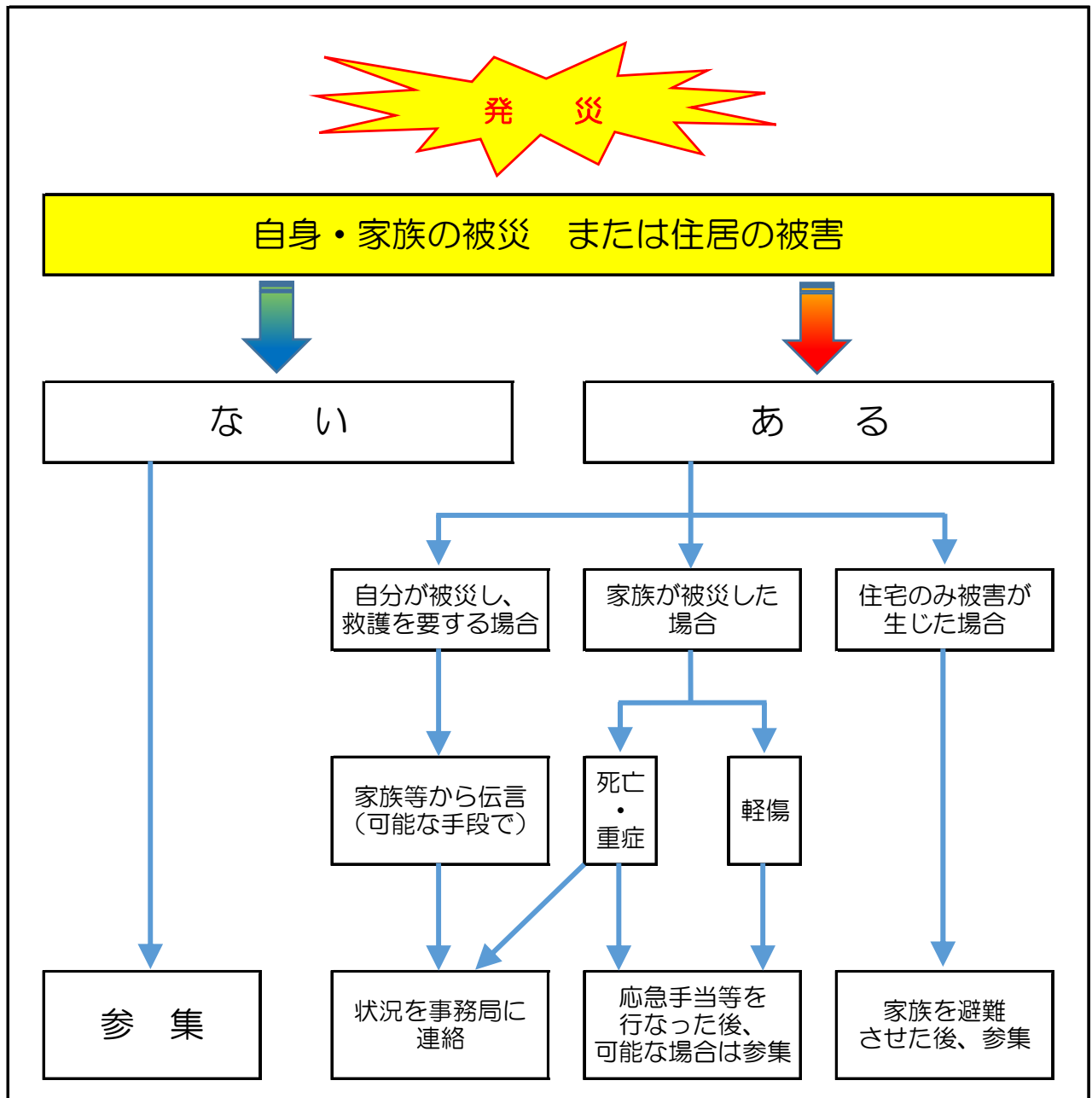
災害種別	参集方法（手段）	参集場所	服装	携帯品
地震 (震度6弱以上)	公共交通機関が利用できないことを想定し、徒歩での参集を基本に、道路状況等を踏まえた上で、安全を最優先に考え、必要かつ最適な交通手段で参集	本庁舎（議事堂）が被災していない場合 ↓ <u>全員協議会室</u> 本庁舎（議事堂）が被災した場合 ↓ <u>運営会議が指示する代替施設・場所</u>	水防服、帽子、安全靴の着用を基本に、自身の安全を確保できる服装 冬季は防寒対策を行なう	携帯電話、タブレット端末、筆記用具、飲料水、3日分の食料、軍手、マスク、タオル、着がえなど
風水害 (台風・暴風・豪雨・洪水・土砂災害)	全 域	同上	同上	同上
	局 地	同上	同上	同上
その他	安全を最優先に考え、必要かつ最適な交通手段で参集	同上	同上	同上

※参集途上、被災者の救助活動が必要となった場合には、当該救助活動を優先する。
この場合、直ちに議会事務局（0968-75-1155）に報告する。

※参集途上、参集に支障のない可能な範囲で災害情報を収集する。

(イ) 対策会議「全体会議」参集時の判断基準

＜議員の参集フロー＞



※議員は、自身が被災することも想定し、被害時における自身の行動形態や議会事務局との連絡事項などについて、その伝達方法などを含めて家族間で定め、情報を共有しておくことが必要である。

(3) 審議を継続するための環境の整理

災害によって本庁舎（議事堂）の施設や設備の機能が制限される状況において、議会の機能を維持するためには、必要となる資源の現状と課題を踏まえ、必要な資源の確保に向けた措置（対応）が必要である。

ア 本庁舎の建物・設備

現在の本庁舎は、平成26年に建設され、平成27年1月に開庁。

建設に際しては、当時、本市を含む周辺地域が、東海地方や東日本と違い、大規模な地震の可能性が高い地域ではないこと、また、耐震工法でも重要度係数を最高レベルとし、想定される震度を「震度6弱」が起こったとしても建物の被害は軽微でおさまることから、免震構造ではなく、耐震構造とされた。

また、4階建ては決して高層ではなく、本市の本庁舎の場合、耐震工法が場所と建設規模に見合った工法であると判断した結果に基づいている。

しかしながら、当時の想定に反し、平成28年4月に熊本地震が発生し、震度6弱を2度記録。本庁舎の被害は軽微だったとはいえ、議事堂においては議会事務局及び議会図書室の棚が倒壊するなどの被害が発生した。

また、雨水排水対策として、職員駐車場は調整池の機能を含めて整備されており、浸水により登庁が困難な場合も考えられる。

そのため、想定以上の災害が発生し、本庁舎が使用できなくなることを前提に、新耐震基準を満たす施設・場所を代替施設として確保することが必要である。例えば、本会議や委員会を開催できる機能を備えた施設・場所として、文化センターや岱明支所などが考えられるところであるが、根本的には新耐震基準を満たす施設の建設や改修という物理的かつ金銭的な課題を有しており、議会単独での措置は現実的ではない。そのようなことから、まずは、新耐震基準を満たす施設を議事堂の代替施設として使用することについて、執行機関と協議する必要がある。

なお、本庁舎の自家発電設備については、72時間（3日分）を敷地地下タンクにA重油約2万リットルを備蓄し、災害時に必要とする電気の安定供給を可能にしている。

イ 通信設備

現在、議会事務局には、災害時優先電話は配備されておらず、一般回線による固定電話のみであることから、災害時においては、その利用の集中・輻輳により、また、回線の遮断などにより使用が著しく困難になるおそれが高い（現に、熊本地震の際、回線の輻輳に伴い、議員へのファクスは発災後数時間にわたってほとんど機能しなかった。）。

そのため、まずは、議会にも災害時優先電話の配置について、執行機関と協議を進め配置するとともに、衛星電話や防災無線などを確保する必要がある。（なお、熊本地震の際には、『LINE（ライン）』などのSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）による通信が有効であった。）。

ウ 情報システム

現在、議会事務局では「会議録検索システム」、「議会中継システム」、「議員報酬システム」、「議員経歴管理システム」の4システムを運用している。その管理について、「会議録検索システム」と「議会中継システム」は、市のネットワークシステムを介さず、民間のサーバをホスティングし、いずれも民間サーバでのバックアップ体制により、データの復旧が確保されている。ただし、インターネット回線が断線した場合には、システムが一時的に利用できなくなる可能性がある。市の他のシステム管理との関係性から、議会単独での措置は難しいところであるが、ネットワーク回線の二重化などの対策が必要である。

また、「議員経歴管理システム」は庁内ネットワーク（シェアサーバ内）で運用しているが、「議員報酬システム」は議会事務局設置の単体PC（スタンドアローン）により運用しているため、別途バックアップ体制の整備が必要である。

エ 備蓄品などの確保

阪神・淡路大震災の例では、災害発生4日経過後頃から救援物資の流通が軌道に乗り始めたことから、3日分の非常用食料・飲料水を備蓄するのが基本的な考え方となっている。しかしながら、現在、市地域防災計画では、市民を対象とした食料の備蓄は規定されておらず、確保されていない。また、議会においても、議員と議会事務局を対象とした食料などの備蓄品は確保していない。災害によっては、議員と議会事務局は、数日間議事堂に滞在し、継続的に業務に従事することが想定されることから、計画的に備蓄品などを確保する必要がある。

非常用食料・飲料水	非常用食料と飲料水として、議員と事務局職員の3日分の確保が必要である。なお、備蓄に当たっては、耐震性が確保された施設や倉庫により、適切に管理する必要がある。
簡易トイレ・防災毛布などの生活必需品	下水道や給排水・空調設備の機能停止に備えて、簡易トイレ（トイレパック）や防災毛布など、必要と考えられる生活必需品について、確保しておく必要がある。
災害被災者への対応	災害時（非常時）には、庁舎が市民の避難場所として利用されることも想定され、その対応・支援に当たり、生活必需品の提供も考えられることから、これらを見込んだ備蓄品などを確保しておく必要がある。
防災キットなどの確保	議会と議会事務局が速やかに参集できるよう、参集時の携帯品などの防災用具一式をまとめた防災キットと、緊急時の災害現場などへの移動用としてマウンテンバイクなどを計画的に確保する必要がある。

8. 情報の的確な収集



議会として適正な審議、決定を行なうに当たっては、地域の災害情報を的確に把握することが前提となる。災害情報は、市地域防災計画等に基づき配備される初動班や関係機関などを介して、市対策本部に集積されることから、当該本部を通して情報を得ることが効率的である。

一方で、より地域の実情に詳しい議員から、地域から詳細な災害情報が寄せられることも事実であり、議員の獲得する情報は非常に有益で、執行機関側の災害情報を補完するものとなる。これらのことから、災害情報を的確に把握し、災害対応に当たるためには、それぞれの情報を共有することが大切である。そのためには、市対策本部（執行機関）と対策会議（議会）において、組織的な連絡・連携体制を確立することが重要である。



※市対策本部に、議会事務局からは局長が参加する。

※議員の情報提供・収集などは、緊急時などを除き可能な限り、議会事務局を窓口として行なうものとする。

(1) 地域の災害情報の収集など

議員は、市の把握する災害情報に加えて、議員としての地域性や立場から、より地域の災害状況や市民の声を把握することが可能である。そのため、議員は、議長から対策会議「全体会議」の招集（参集指示）があるまでは“一市民”として、地域での救助活動などに協力するとともに、災害状況の調査や市民の意向の収集・把握に努めるものとする。

議員が収集する情報は、市が把握し切れていない情報を補完するなど、非常に有益ではある。

一方で、その情報の混乱と錯綜によって、結果的に市の迅速な災害対応の支障になるおそれもあることから、そのような事態を避けるとともに、災害情報の整理・分析の効率化につなげるため、あらかじめ情報収集事項を整理しておくことが重要である。

また、市民への情報のフィードバックや、議員間の情報共有化を図るため、タブレット端末を活用した情報の収集・発信の仕組みを構築することが有効である。

情報収集連絡事項

(様式第2号) 「玉名市議会議員・情報収集連絡票(→46頁参照)」に基づき、議員は次の災害情報を収集するものとする。

・災害の発生状況(場所・日時)
・災害による被災状況(死傷者・住家)
・応急対策状況
・市民の避難状況
・市民要望

(様式第2号)

玉名市議会議員・情報収集連絡票

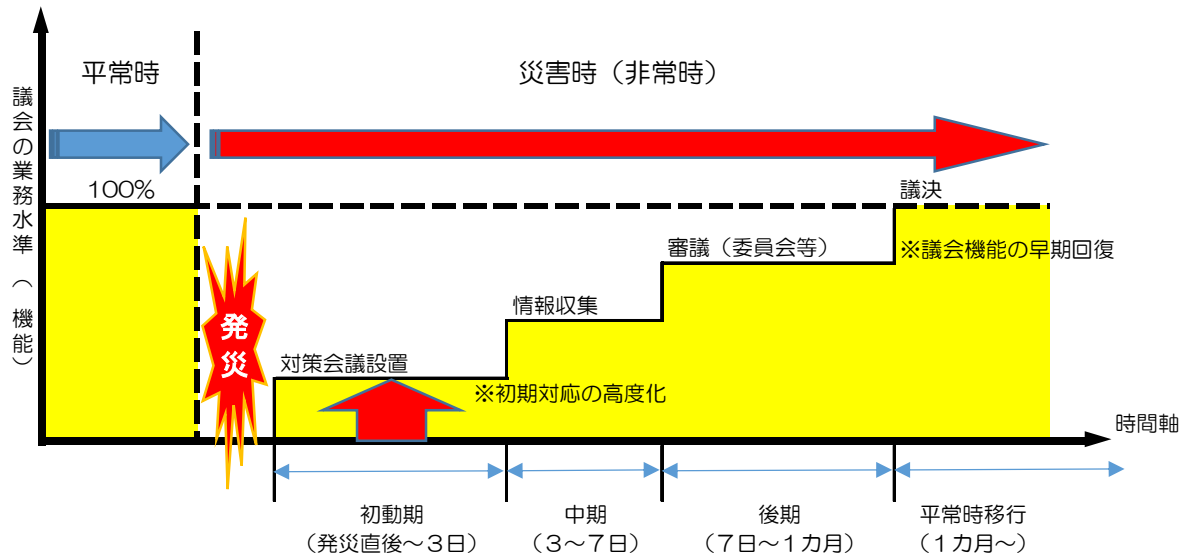
受信者氏名 (事務局)		報告日時	月日	
			時間	
受信日時 (事務局)		議員氏名		
受信番号 (事務局)		連絡先		

発生状況	発生場所 (地域)					発生日時	月日		
							時間		
被害状況	死傷者	死者		不明		住家	全壊	一部破損	
		負傷者		計			半壊	床上浸水	
						床下浸水			
応急対策状況									
市民の避難状況									
市民要望									

【送信先】 玉名市議会事務局 FAX : 0968-71-0622 TEL : 0968-75-1155
E-mail : gikai@city.tamana.lg.jp

※議員は、本様式を紙媒体で保有するほか、データをパソコン・タブレットに格納の上、情報収集連絡の際に活用すること。

「玉名市議会災害対応基本計画」の行動体系



災害発生！ 玉名市議会議員の行動は！？

<p>1. 初動期 (発生直後～3日)</p>	<p>玉名市議会災害時対策会議の設置 安否確認、情報収集。 対策会議に参集するまでは、“一市民”（地区担当議員）として、地域活動などに従事します。</p>
<p>2. 中期 (3～7日)</p>	<p>災害情報の収集・把握・共有 対策会議の指示に基づき参集し、議員活動に専念します。</p>
<p>3. 後期 (7日～1カ月)</p>	<p>議会機能を早期復旧 本会議・委員会を開催し、復旧・復興予算などを審議します。</p>
<p>4. 平常時移行 (1カ月～)</p>	<p>平常時の議会組織体制へ 復興計画などについて、議会として審議します。</p>



(1) 議会の防災計画など

市地域防災計画は、災害対策基本法に基づく法定計画として、執行機関において作成されたものであり、予防から救援、応急対策、復旧・復興までを視野に入れた総合的な計画である。

災害対応基本計画を策定し、災害時（非常時）における議会の機能維持に向け、議会や議員の役割を明確にするとともに、議員の具体的な行動基準などを定めたところであるが、この検討においては、多様かつ広範囲な意見が積極的に交換され、議会BCPの検討事項に加えて、防災会議の実行目標である防災・減災・避災・備災の各対策など長期的な視点をもって取り組むべき事項（議会としての防災計画）や、議会の役割を明記した総合的な観点を踏まえた防災に係る条例の必要性が明確となる。

今後、議会としての防災計画や（仮称）防災基本条例、（仮称）災害対策基本条例等の制定に向けた検討が求められるところである。

(2) 議会の防災訓練など

災害対応基本計画の策定を踏まえ、災害時における議会と議会事務局の体制や行動基準、非常時優先業務の内容などを検証・点検し、実効性のあるものとするため、あわせて災害に対する危機管理意識を高める観点から、議員と事務局職員を対象とした防災訓練（机上訓練・図上演習などを含む。）を計画的に実施することが必要である。

また、市の総合防災訓練に参加し、市対策本部（執行機関）と対策会議（議会）の連絡・連携体制や、議会・議会事務局の行動の流れを確認することも重要である。



(1) 災害対応基本計画の見直し

災害対応基本計画に基づく必要資源の確保や、防災訓練などの実施により得られた情報、新たに発見された課題などについては、適切に計画に反映させ、計画をレベルアップさせていく必要がある。また、検討課題に対する対策が完了した場合や実施すべき内容・手順などに変更が生じた場合においても、それらを計画に反映させる必要があることから、災害対応基本計画の適宜改訂を行なうものとする。

なお、今後の見直しに当たっては、外からの応援・支援を受け入れる“受援力”についても、重要な検討ポイントである。

(2) 見直し体制

災害対応基本計画の見直しは、運営会議を中心に行なうものとする。なお、必要に応じて計画策定時の議員は、運営会議にオブザーバーとして参加できるものとする。

(3) 携帯ハンドブック

災害対応基本計画について常に確認し、迅速な対応に備えるため、必要となる組織体制や行動基準を定めた「携帯ハンドブック」を作成するものとする。

11. 災害発生時の 定例会における手順（体系図）



（1）期間別による基本的行動パターン

大規模災害時に議会機能を維持し、予算などの重要議案の審議がおくられて市政運営に支障が生じないようにするため、災害時（非常時）の本会議招集、議案審議・採決に関する手順を、体系図として明文化する。

定例会の招集前から最終日までを6つの期間に分け、以下の6ケースを作成する。

なお、議会の意思決定を行なうに当たっての協議・調整の場としては、正副議長及び議会運営委員長で構成する「三役会議」が、その役割を担うものとする。

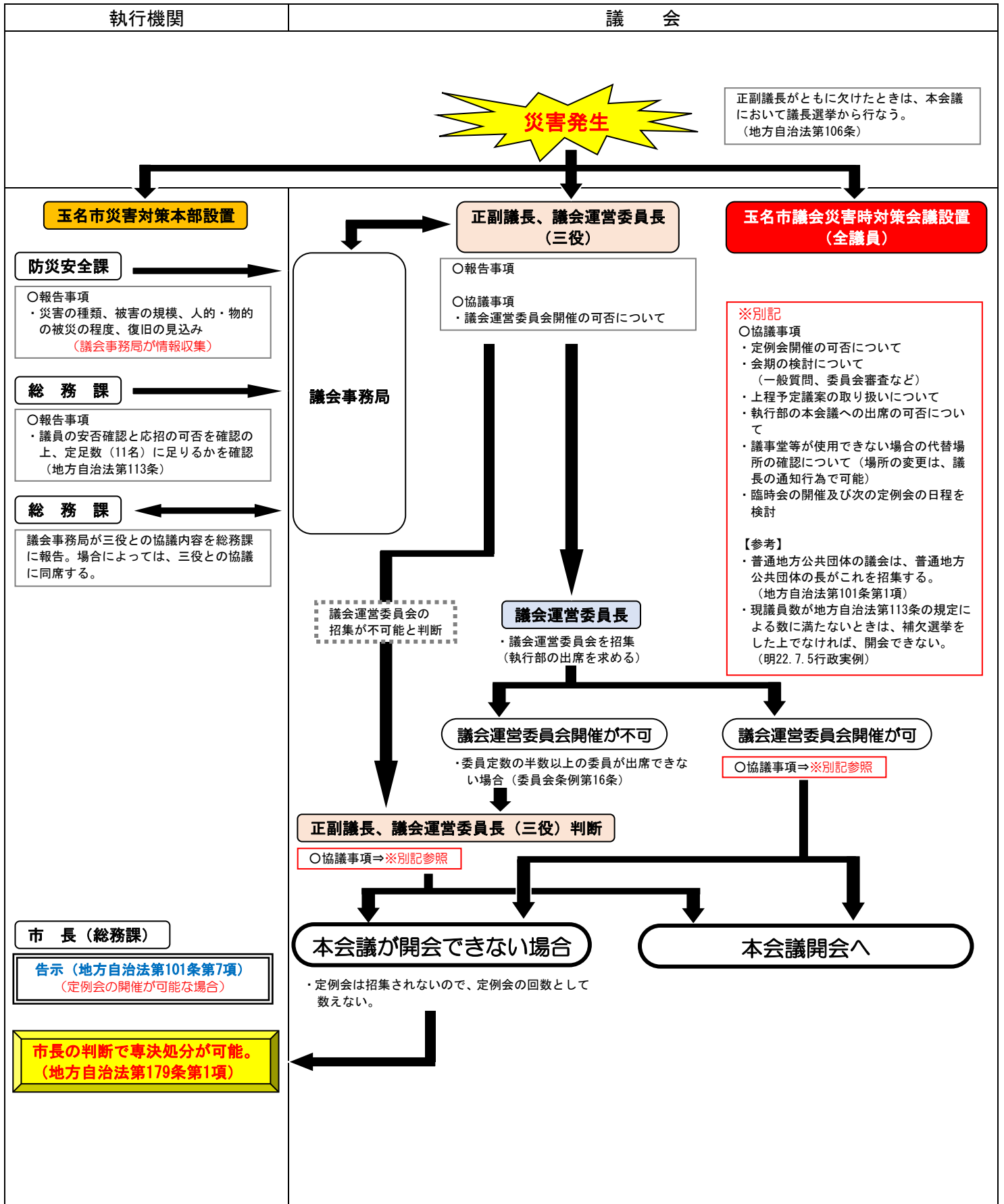
ケース 1	招集告示前（開会予定日のおおむね2～1週間前）
ケース 2	招集告示後（議会運営委員会開催後～本会議開会前）
ケース 3	本会議開会后～一般質問前日
ケース 4	一般質問中～委員会審査前日
ケース 5	委員会審査～閉会日開議前
ケース 6	閉会日開議～議決まで

前提（6ケース共通）

- ・ 招集は、開会の日前、都道府県及び市にあっては7日前、町村にあっては3日前までにこれを告示しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
(地方自治法第101条第7項)
- ・ 定例会は、毎年、条例で定める回数これを招集しなければならない。
(地方自治法第101条第7項)
- ・ 玉名市議会の定例会の回数を年4回と定める。
(玉名市議会定例会の回数を定める条例)

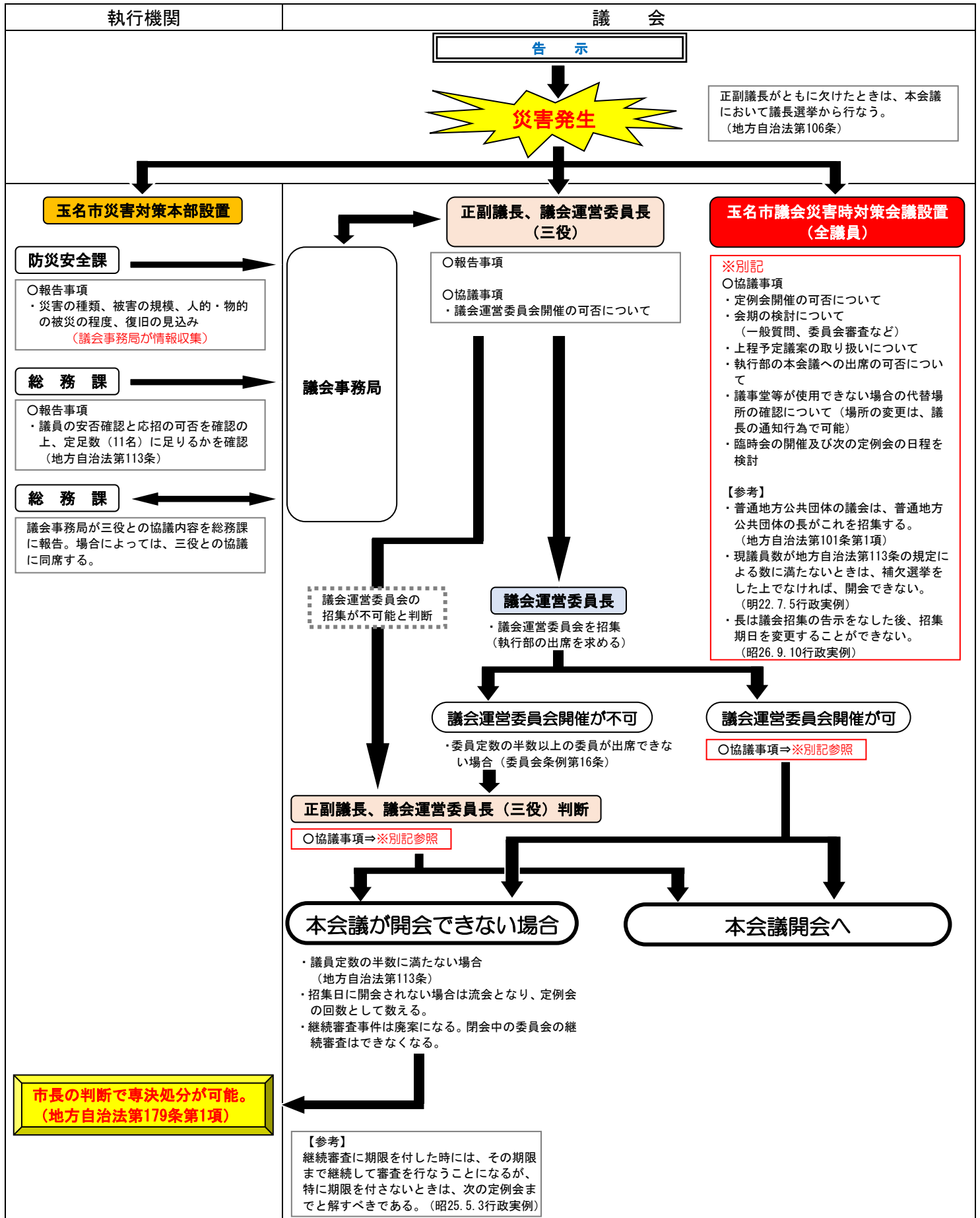
ケース 1

招集告示前 (開会予定日のおおむね2~1週間前)



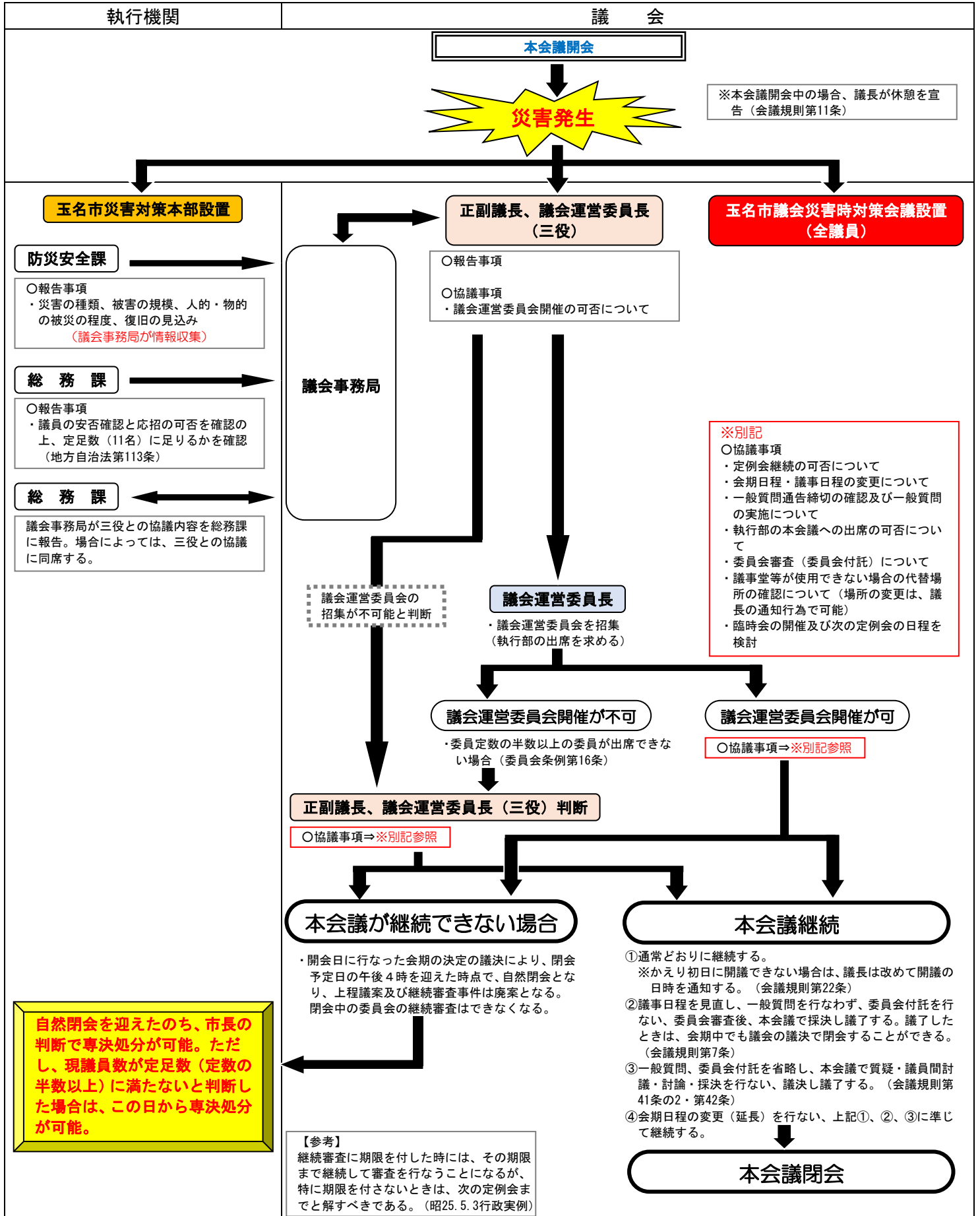
ケース 2

招集告示後 (議会運営委員会開催後～本会議開会前)



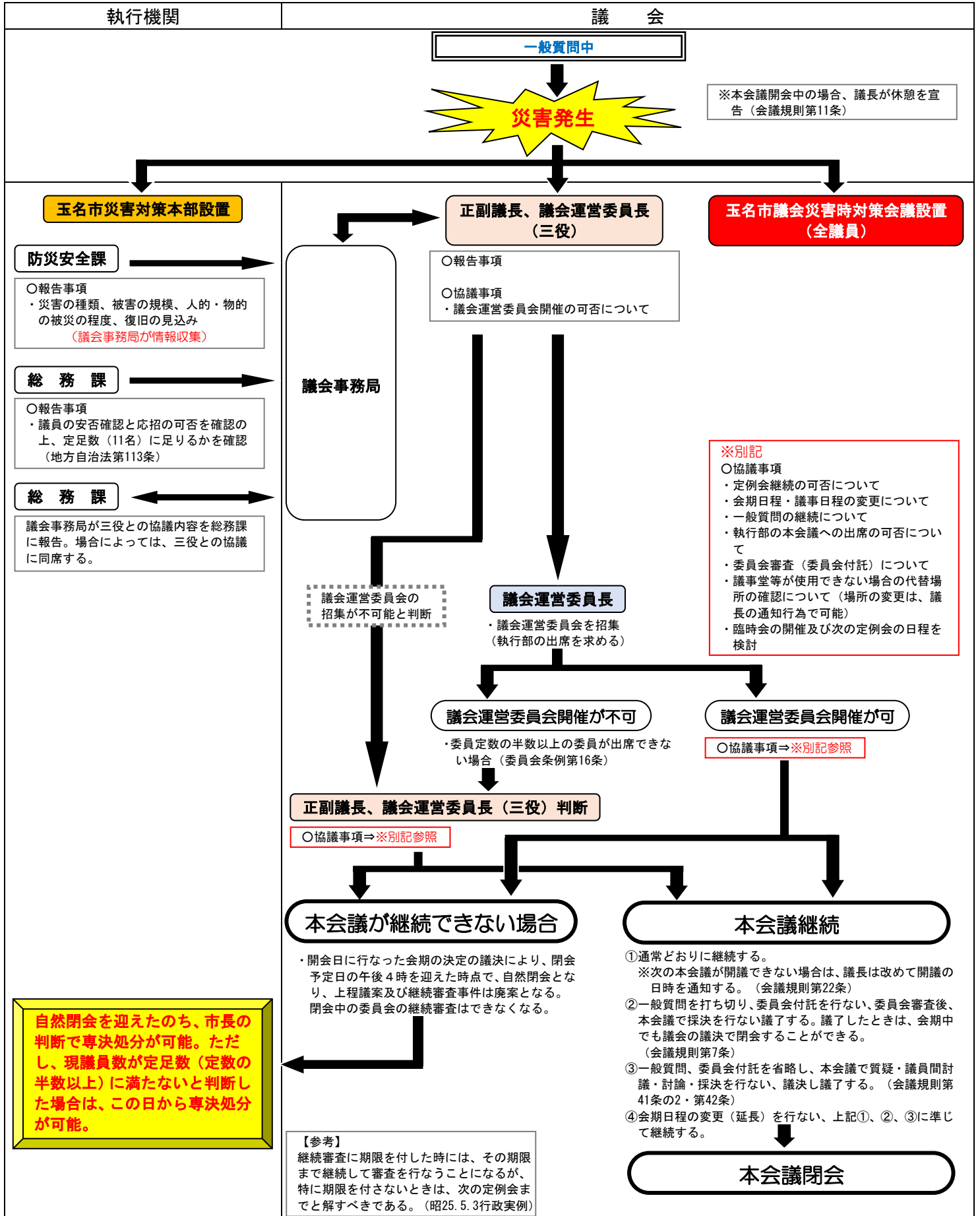
ケース 3

本会議開会～一般質問前日



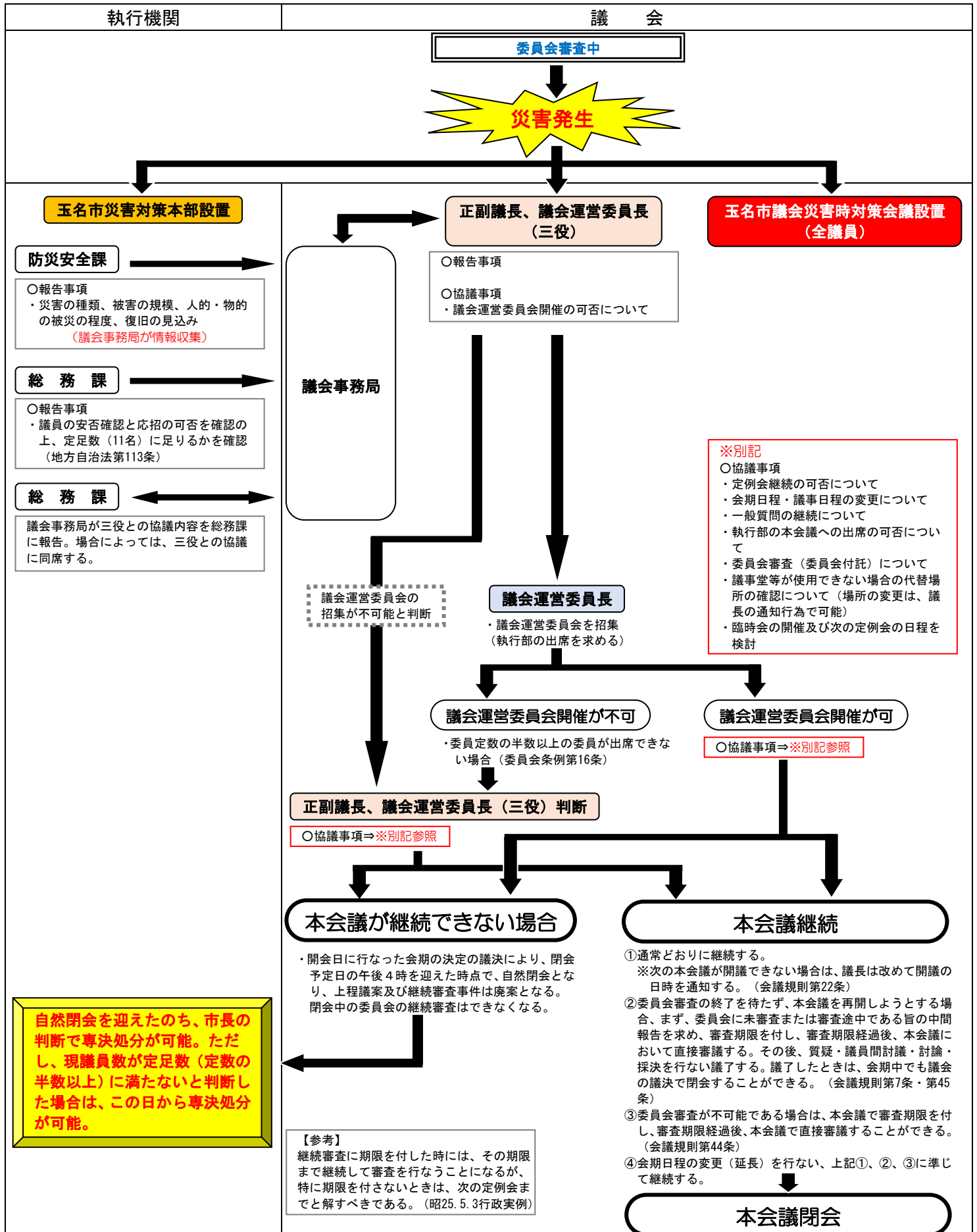
ケース 4

一般質問中～委員会審査前日



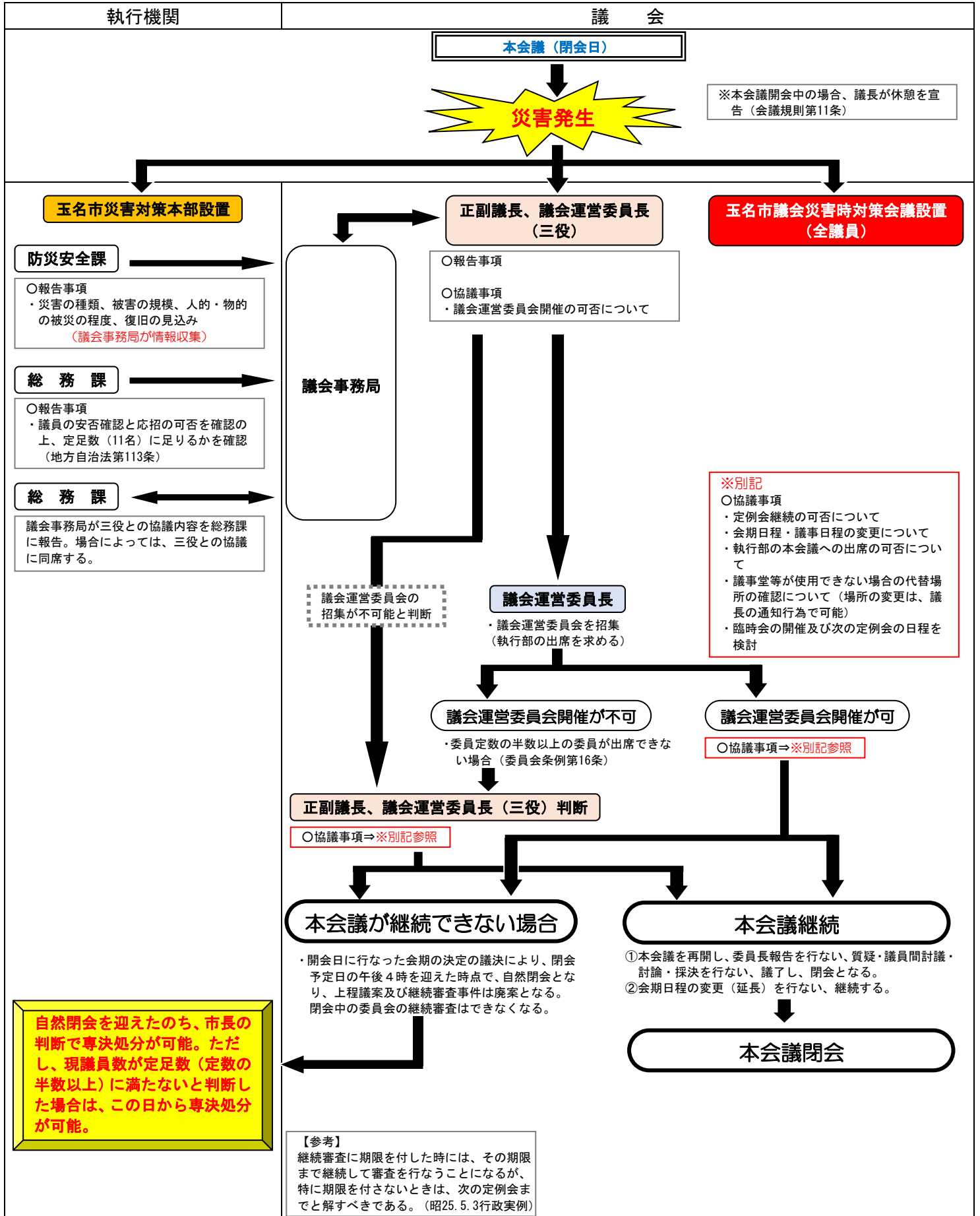
ケース 5

委員会審査～閉会日開議前



ケース 6

閉会日開議～議決まで



自然閉会を迎えたのち、市長の判断で専決処分が可能。ただし、現議員数が定足数（定数の半数以上）に満たないと判断した場合は、この日から専決処分が可能。

【参考】

継続審査に期限を付した時には、その期限まで継続して審査を行なうことになるが、特に期限を付さないときは、次の定例会までと解すべきである。（昭25.5.3行政実例）



12. 資料（関係例規）



- 玉名市議会基本条例 関係条文抜粋
 - 第1章 総則（第5条第6号）
 - 第3章 市民と議会との関係（第16条第7項）
 - 第6章 議会の災害への対応（第55条—第58条）

- 玉名市議会防災会議規程

- 玉名市議会災害時対策会議規程

第1章 総則

(基本方針)

第5条 議会は、前条に規定する基本理念に従い、次に掲げる基本方針を確実に実現するものとする。

- (6) 不測の事態から市民等の生命、身体及び財産並びに生活の平穩を守るために、平常時から危機管理体制の整備及び強化に努めることにより災害に強いまちづくりを推進すること。

第3章 市民と議会との関係

(市民と議会との関係の基本原則)

第16条

- 7 議会は、市民の安心及び安全を確保する責任を有することを強く認識し、危機管理に最大限の努力を払わなければならない。

第6章 議会の災害への対応

(議会の災害への対応)

第55条 議会は、いつ、いかなるときも、不意に災害が起こり得ることを認識し、災害の危機を可能な限り避けるべく不断の用意に努めるとともに、災害発生時においても議会がその機能を停止せず、的確な機能を維持できるよう危機管理体制及び業務継続体制の整備、充実及び強化に努めるものとする。

(災害対応に関する基本計画の策定)

第56条 議会は、前項の規定を達成するために、玉名市議会の災害対応に関する基本計画を策定するものとする。

(玉名市議会防災会議の設置)

第57条 議会は、災害発生時に対策がとれるよう、平常時から災害発生時の対策及び課題を確認し、本市の防災について協議するため、玉名市議会防災会議を設置する。

- 2 玉名市議会防災会議に関し必要な事項は、規程で定める。

(玉名市議会災害時対策会議の設置)

第58条 議会は、災害発生時又は災害発生のおそれがあるときは、迅速かつ的確に応急対策、復旧及び復興を検討し、市民等の生命、身体及び財産を守るため、玉名市議会災害時対策会議を設置する。

- 2 玉名市議会災害時対策会議に関し必要な事項は、規程で定める。

附 則

この条例は、平成29年11月13日から施行する。

○玉名市議会防災会議規程

平成29年11月10日

議会訓令第7号

改正 平成30年9月28日議会訓令第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、玉名市議会基本条例（平成29年条例第22号）第57条第2項の規定に基づき、玉名市議会防災会議（以下「防災会議」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 防災会議は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、迅速かつ的確に災害に対応できるよう平常時から災害発生時の議会の対応を確認するほか、本市の災害対策の課題について把握し、並びに本市の防災の在り方について協議し、及び検討し、並びに必要に応じて市長に対して提言することにより、災害に強いまちづくりの実現を目指し活動するものとする。

2 防災会議の構成員である議員は、議会の防災機能を高めるため、あらゆる機会を通じて防災に関する知識を習得するとともに、地域の防災訓練等に参加する等、地域において指導的役割を担い、及び防災意識の啓発を行うよう努めなければならない。

(所掌事項)

第3条 防災会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 本市の災害対策の監視及び評価に関すること。
- (2) 地域における災害危険箇所及び防災課題の把握と解決に関すること。
- (3) 市への災害対策に係る提言に関すること。
- (4) 議会の危機管理体制及び業務継続体制の整備、充実及び強化に関すること。
- (5) 災害発生時の議会の組織及び役割の確認、検証等に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、議長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第4条 防災会議は、全議員をもって組織する。

(主宰者)

第5条 防災会議は、議長が主宰する。

(議長の職務代行)

第6条 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、副議長がその職務を行う。

2 議長及び副議長ともに事故があるとき、又は欠けたときは、次の表の左欄に掲げる順位の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる者がその職務を行う。

順位	職務を代行する者
----	----------

第1位	議会運営委員長
第2位	議会運営副委員長
第3位	総務委員長
第4位	総務副委員長
第5位	年長の議員

(招集)

第7条 防災会議は、議長が招集する。ただし、一般選挙後、議長が選出されるまでの間は、議会事務局長が招集するものとする。

(会議)

第8条 防災会議は、第3条に掲げる事務について協議する。

- 2 議長は、防災会議を代表し、会務を総理する。
- 3 防災会議で協議する事項等は、議長が次条に規定する運営会議に諮って決定する。
- 4 議長は、あらかじめ協議する事項等の件名を文書（電子メールを含む。）で示し、防災会議を招集しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(運営会議)

第9条 防災会議に、議会としての意思決定に係る事前調整及び協議を行うため、運営会議を置く。

- 2 運営会議は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 防災会議の運営に関すること。
 - (2) 地区組織が所管する区域（以下「所管区域」という。）及び当該地区組織に所属する議員（以下「地区担当議員」という。）の決定及び変更に関すること。
 - (3) 防災会議で協議する事項の集約に関すること。
 - (4) 玉名市議会の災害対応に関する基本計画の検討及び見直しに関すること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、議長が必要と認める事項に関すること。
- 3 運営会議は、議長、副議長、総務委員長、建設経済委員長、文教厚生委員長及び議会運営委員長をもって組織する。
- 4 前項の規定にかかわらず、一般選挙後、前項に規定の職にある者が選出されるまでの間は、年長の議員、会派の代表者及び会派に属しない議員（以下「無会派の議員」という。）の代表者をもって組織する。ただし、会派の代表者又は無会派の議員の代表者が年長の議員である場合は、会派にあっては当該会派に所属する議員のうちから、無会派の議員にあっては他の無会派のうちから代理者を指名し、運営会議に出席させるものとする。
- 5 運営会議は、議長が掌理し、運営会議を招集する。
- 6 議長の職務代行については、第6条の規定を準用する。

(意見の聴取等)

第10条 議長は、必要があると認めるときは、運営会議の構成員以外の者に会議への出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(地区組織)

第11条 防災会議に、所管区域の災害対策に係る課題を把握するため、地区組織を置く。

2 議員は、いずれかの地区組織に所属するものとする。

3 地区組織は、地区担当議員で組織する。

4 所管区域及び地区担当議員は、支所が所管する区域、議員の住所等を考慮して、一般選挙の都度運営会議が協議により定める。

5 地区組織に隊長を置く。

6 隊長は、地区組織を掌理し、地区担当議員を統括する。

7 隊長及び副隊長は、地区担当議員の互選によってこれを定める。

8 運営会議の構成員は、隊長を兼ねることはできない。ただし、議長が必要と認めるときは、この限りでない。

9 隊長に事故があるとき、又は隊長が欠けたときは、地区担当議員のうち年長の議員がその職務を行う。

(記録)

第12条 議長は、議会事務局の職員をして防災会議の開催日時、協議事項、出席議員等及び会議の概要を記載した記録を作成させなければならない。

2 前項の記録は、議長が保管する。

(庶務)

第13条 防災会議の庶務は、議会事務局において処理する。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この訓令は、平成29年11月13日から施行する。

附 則 (平成30年9月28日条例第31号)

この訓令は、平成30年9月28日から施行する。

○玉名市議会災害時対策会議規程

平成29年11月10日

議会訓令第8号

改正 平成30年9月28日議会訓令第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、玉名市議会基本条例（平成29年条例第22号）第58条第2項の規定に基づき、玉名市議会災害時対策会議（以下「対策会議」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 対策会議は、本市域内に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、玉名市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）と連携し、議会と市長その他執行機関とが一体となった迅速で、かつ、的確な応急対策等の推進を図り、もって市民等の生命、身体及び財産を守るために活動するものとする。

2 対策会議は、大規模な災害が発生した後においても議会の的確な機能を維持し、予算等の重要な議案の審議の遅延により市政運営に支障を生じさせないため、迅速で、かつ、円滑な復旧及び復興の検討に資するために活動するものとする。

(対策会議の設置)

第3条 議長は、市対策本部が設置されたときに対策会議を設置する。

2 議長は、対策会議を設置したときは、第10条に規定する運営会議を直ちに招集しなければならない。

(所掌事項)

第4条 対策会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 災害に係る情報の収集、市対策本部との連携及び情報の共有に関すること。
- (2) 応急対策、復旧、復興等についての検討及び市長に対する提言等に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、議長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第5条 対策会議は、全議員をもって組織する。

(主宰者)

第6条 対策会議は、議長が主宰する。

(議長の職務代行)

第7条 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、副議長がその職務を行う。

2 議長及び副議長がともに事故があるとき、又は欠けたときは、次の表の左欄に掲げる順位の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる者がその職務を行う。

順位	職務を代行する者
第1位	議会運営委員長

第2位	議会運営副委員長
第3位	総務委員長
第4位	総務副委員長
第5位	年長の議員

(招集)

第8条 対策会議は、議長が招集する。ただし、一般選挙後、議長が選出されるまでの間は、議会事務局長が招集する。

(会議)

第9条 対策会議は、第4条に掲げる所掌事務について協議する。

- 2 議長は、対策会議を代表し、会務を総理する。
- 3 対策会議で協議する事項等は、議長が次条に規定する運営会議に諮って決定する。
- 4 議長は、あらかじめ協議する事項等の件名を文書（電子メールを含む。）で示し、対策会議を招集しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(運営会議)

第10条 対策会議に、議会としての意思決定に係る事前調整及び協議を行うため、運営会議を置く。

- 2 運営会議は、次に掲げる事務を所掌する。
 - (1) 対策会議の運営に関すること。
 - (2) 地区組織が所管する区域（以下「所管区域」という。）及び当該地区組織に所属する議員（以下「地区担当議員」という。）の決定及び変更に関すること。
 - (3) 対策会議で協議する事項の集約に関すること。
 - (4) 災害に係る情報の集約及び共有に関すること。
 - (5) 市長に対する提言等の取りまとめに関すること。
 - (6) 前各号に定めるもののほか、議長が必要と認める事項に関すること。
- 3 運営会議は、議長、副議長、総務委員長、建設経済委員長、文教厚生委員長及び議会運営委員長をもって組織する。
- 4 前項の規定にかかわらず、一般選挙後、前項に規定の職にある者が選出されるまでの間は、年長の議員、会派の代表者及び会派に属しない議員（以下「無会派の議員」という。）の代表者をもって組織する。ただし、会派の代表者又は無会派の議員の代表者が年長の議員である場合は、会派にあっては当該会派に所属する議員のうちから、無会派の議員にあっては他の無会派のうちから代理者を指名し、運営会議に出席させるものとする。
- 5 運営会議は、議長が掌理し、運営会議を招集する。
- 6 議長の職務代行については、第7条の規定を準用する。

(意見の聴取等)

第11条 議長は、必要があると認めるときは、運営会議の構成員以外の者に会議への出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(地区組織)

第12条 対策会議に、所管区域の災害情報の収集及び集約を行うため、地区組織を置く。

2 地区組織は、地区担当議員で組織する。

3 地区組織に隊長を置く。

4 地区組織には、玉名市議会防災会議規程（平成29年議会訓令第7号）第11条に規定する地区組織をもって充てる。

(地区組織の役割)

第13条 地区組織は、所管区域における被災地及び避難所等の状況の調査を行い、情報の収集に努めるものとする。

2 地区担当議員は、収集した所管区域の情報を隊長に報告するものとする。

3 隊長は、前項の情報を集約し、運営会議に報告するものとする。

4 隊長は、運営会議からの情報を地区担当議員に報告するものとする。

(対策会議の設置場所)

第14条 対策会議の設置場所は、玉名市役所本庁舎4階全員協議会室とする。ただし、玉名市役所本庁舎が使用できない場合は、あらかじめ優先順位を付けて定めた場所のうちから議長が指定する。

(対策会議の廃止)

第15条 議長は、市対策本部が廃止されたときは、対策会議を廃止する。

2 議長は、次のいずれかに該当する場合において、災害の応急対策、復旧、復興等に対する措置が講じられていると認められるときは、運営会議に諮り、対策会議を廃止する。

(1) 定例会又は臨時会が開会されたとき。

(2) 常任委員会等にその事務を引き継ぐことが適当と認められるとき。

(記録)

第16条 議長は、議会事務局の職員をして対策会議の開催日時、協議事項、出席議員等及び会議の概要を記載した記録を作成させなければならない。

2 前項の記録は、議長が保管する。

(庶務)

第17条 対策会議の庶務は、議会事務局において処理する。

(その他)

第18条 この規程に定めるもののほか、対策会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

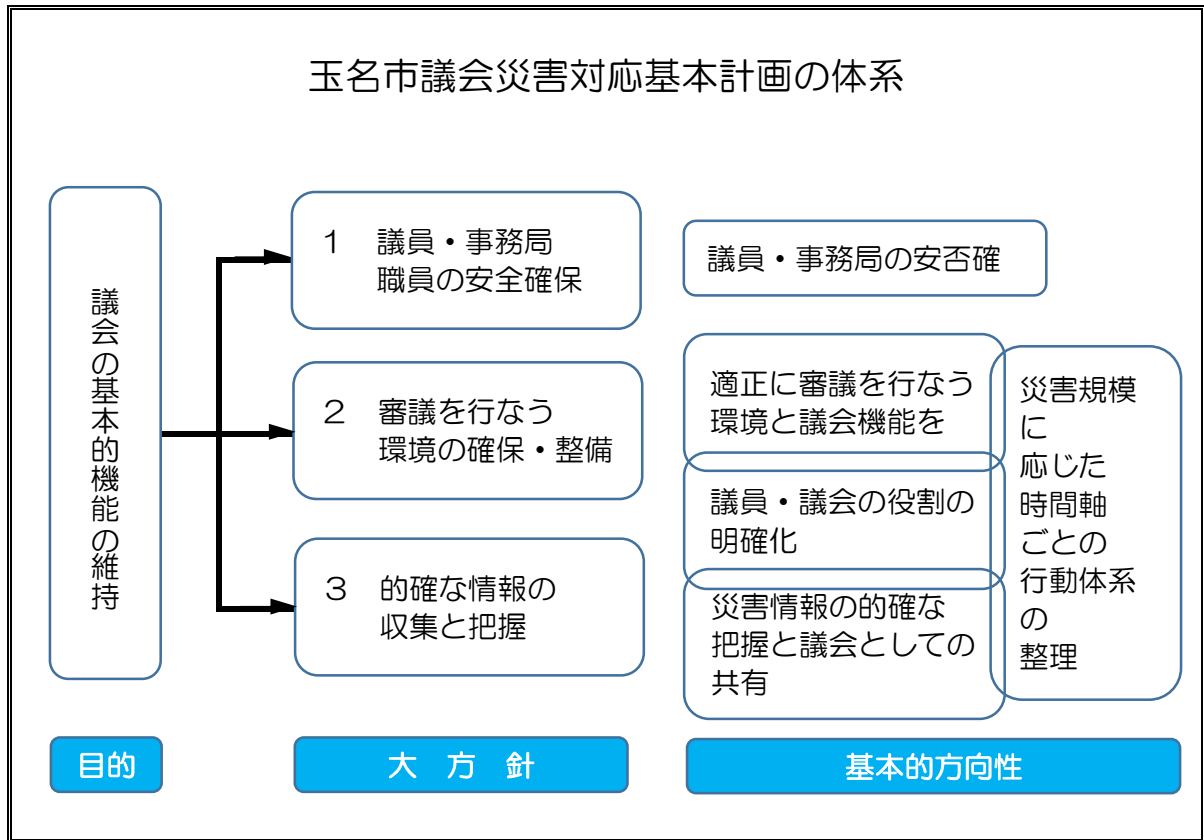
附 則

この訓令は、平成29年11月13日から施行する。

附 則（平成30年9月28日議会訓令第3号）

この訓令は、平成30年9月28日から施行する。

玉名市議会災害対応基本計画の体系



玉名市議会災害対応基本計画

—玉名市議会BCP(業務継続計画)—
Tamana City Assembly Business Continuity Plan

平成29年 9月25日 初 版
平成30年11月 1日 第一次改訂



玉名市議会

〒865-8501 熊本県玉名市岩崎163番地
TEL(0968)75-1155 FAX(0968)71-0622
E-mail: gikai@city.tamana.lg.jp
URL: <http://www.city.tamana.lg.jp>